

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年12月27日提出
【計算期間】	第2期(自 2020年9月26日至 2021年9月27日)
【ファンド名】	UBS 合併裁定戦略ファンド（SMA専用）
【発行者名】	UBSアセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて、主として、公表された合併や買収案件等において、合併案件の公表買収価格と買収先企業または買収元企業の案件成立前の株価の差異を捉える等、収益を積み上げることに
より、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
		その他資産 ()
	内 外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる

資産の名称記載も可とする。

- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

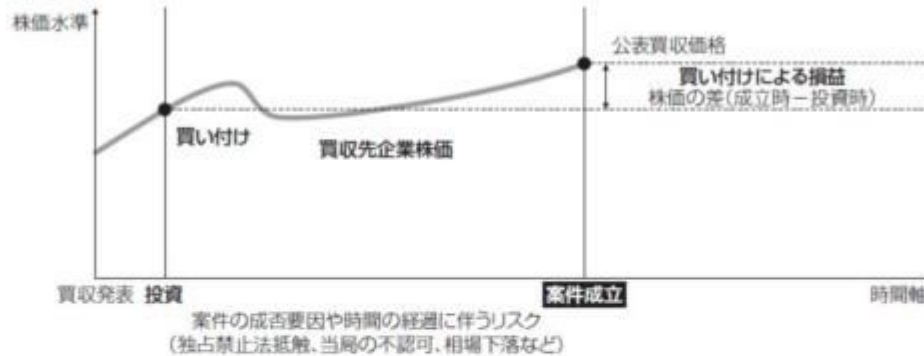
※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

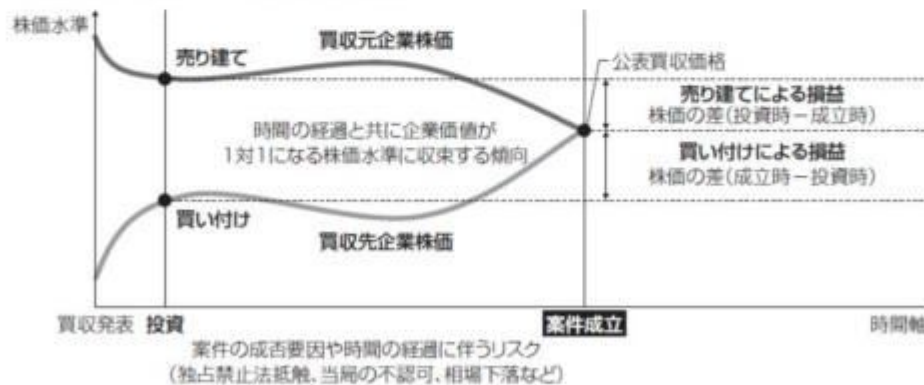
- 1 主として、世界各国(日本を含みます)の企業の株式[※]を実質的な主要投資対象とし、公表された合併・買収案件等において、買収先企業の株式を買い付け、または買収先企業の株式を買い付けると同時に買収元企業の株式を売り建てることを基本戦略とします。これにより公表買収価格と案件成立前の株価との差を収益の源泉とし、それらの積み上げにより収益の獲得を目指します。

※関連する上場デリバティブ商品等を活用することがあります。

<現金による合併・買収の場合>



<1対1の株式交換による合併・買収の場合>



※上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。当ファンドにおける合併裁定戦略の投資成果を保証するものではなく、買い付け、または売り建てた株式が予想された値動きをしない場合があります。

※また、上記の株価推移は、一般的な傾向を示したものであり、案件成立までに発生したイベントや市場状況等の影響を受けるため、必ずしも上記例示の通り推移することを保証するものではありません。

2 主要投資対象である外国投資信託の運用はUBSグループの資産運用部門であるUBSアセット・マネジメント・グループ^{*1}に属しているUBS オコーナー・エルエルシー^{*2}が行います。

※1 UBSアセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界23の国・地域に約3,400名の従業員を擁し、約129兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。(2021年9月末現在)

※2 UBS オコーナー・エルエルシーの合併買収裁定戦略運用チームが行います。UBS オコーナー・エルエルシーの運用資産残高は、約102億米ドル(約11,366億円)(2021年10月1日時点)です。

3 外国投資信託において、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行います。

◎運用プロセス

資本構造分析やセクター間の投資機会および投資リスクの特定、案件の格付けと、その見直し等、UBS オコーナー・エルエルシーの豊富な知識を活用した運用プロセスに沿って、ポートフォリオの構築・管理を行っています。

※当該運用プロセスは、UBSオコーナー・エルエルシーによる外国投資信託の運用について記載しています。



2021年9月末現在

◎合併買収裁定戦略運用チーム



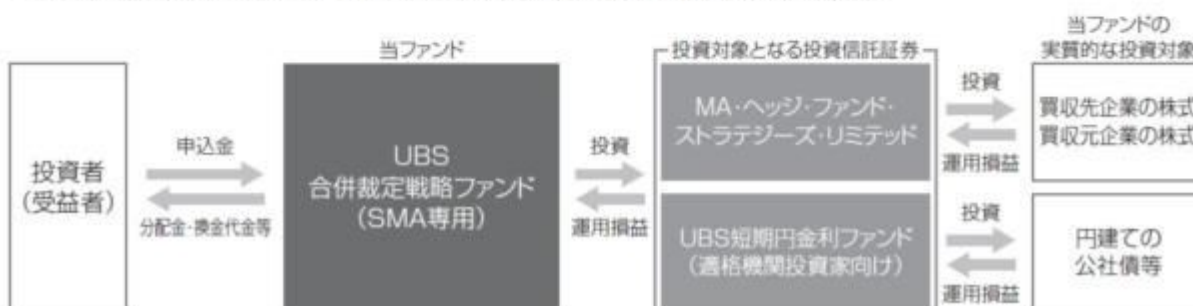
2021年9月末現在

◎ ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、「MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド」および「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・「MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド」(以下「指定外国投資信託」といいます。)の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

[ファンド・オブ・ファンズについて]

ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。



■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド
形態	ケイマン籍外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	主として、公表された合併や買収案件等において、合併案件の公表買収価格と買収先企業または買収元企業の案件成立前の株価の差異を捉える等、収益を積み上げることを目指して運用を行います。
主な投資対象	主として世界各国(日本を含みます。)の企業の株式に投資を行います。なお、関連する上場デリバティブ商品等に投資を行うことがあります。
投資運用会社	UBSオコーナー・エルエルシー(UBS O'Connor LLC)

投資信託証券の名称	UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

◎ 主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への直接投資は行いません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ・デリバティブ取引の直接利用は行いません。

◎ 分配方針

毎決算時(毎年9月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ・収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・300億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

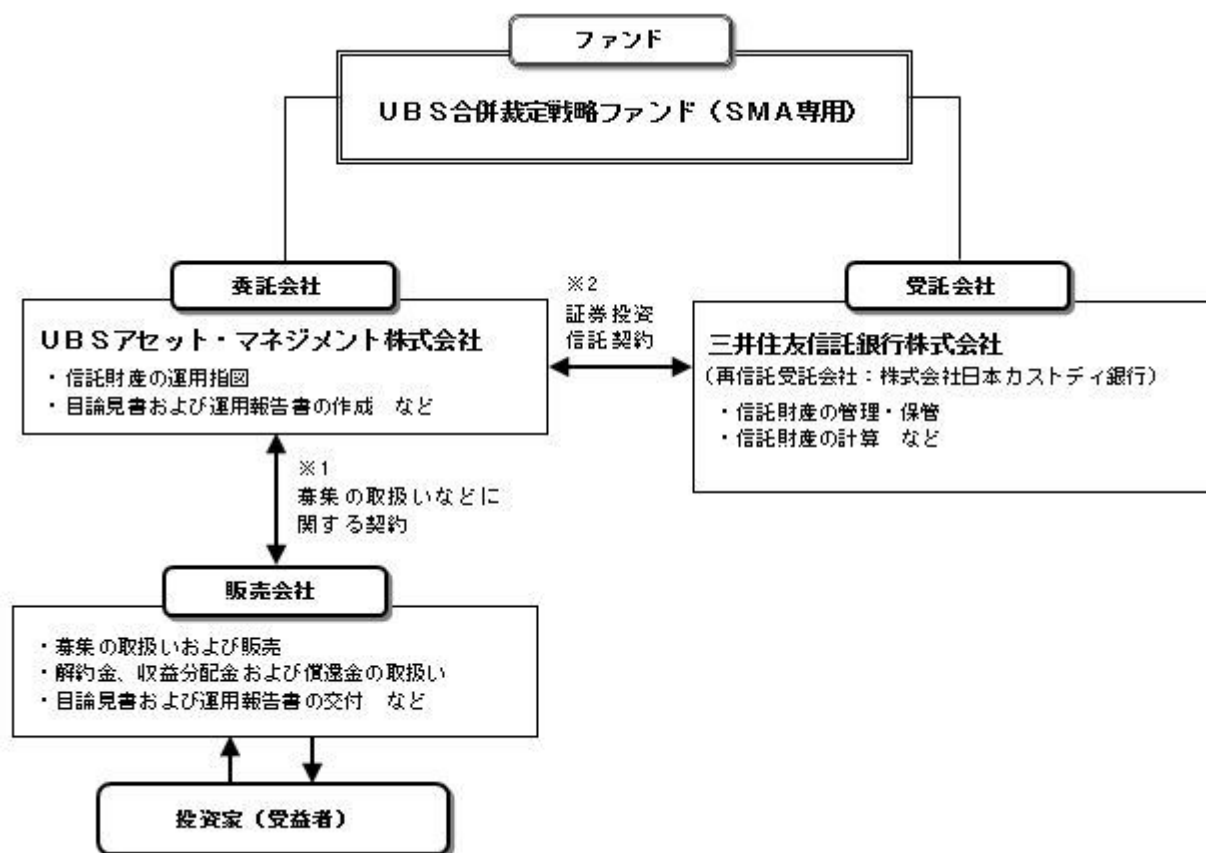
(2) 【ファンドの沿革】

2019年10月11日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

《ファンド・オブ・ファンズの仕組み》

- ・当ファンドは、「MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド」および「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・「MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド」(以下「指定外国投資信託」といいます。)の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

【ファンド・オブ・ファンズについて】

ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。



② 委託会社の概況 (2021年9月末現在)

1) 資本金

2,200百万円

2) 沿革

1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
 1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
 2000年7月1日 : ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、
 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エ イ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 指定外国投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国（日本を含みます。）の企業の株式に投資を行います。なお、上場デリバティブ商品等に投資を行うことがあります。
- ② 公表された合併・買収案件等において、買収先企業の株式を買い付け、または買収先企業の株式を買い付けると同時に買収元企業の株式を売り建てることを基本戦略とします。なお、関連する上場デリバティブ商品等を活用することがあります。
- ③ 指定外国投資信託の組入れについては高位を維持することを基本とします。なお、指定外国投資信託と指定内国投資信託との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託への投資割合を原則として90%以上とします。
- ④ 指定外国投資信託において、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行います。
- ⑤ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

外国投資信託であるMA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド（以下「指定外国投資信託」といいます。）および国内投資信託であるUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）（以下「指定内国投資信託」といいます。）の投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

1) 特定資産

- イ) 有価証券
- ロ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
- ハ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として円建ての外国投資信託であるMA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッドおよび国内投資信託であるUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）の投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) 短期社債等
- 2) コマーシャル・ペーパー

- 3) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～2)の証券または証書の性質を有するもの
- 4) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

資金の借入を行うことができます。

◆投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、以下の概要を参照しております。

ファンド名	MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド
ファンド形態	ケイマン籍外国投資信託（円建て）
運用の基本方針	主として、公表された合併や買収案件等において、合併案件の公表買収価格と買収先企業または買収元企業の案件成立前の株価の差異を捉える等、収益を積み上げることを目指して運用を行います。
主要投資対象	主として世界各国（日本を含みます。）の企業の株式に投資を行います。なお、関連する上場デリバティブ商品等に投資を行うことがあります。
投資運用会社	UBSオコーナー・エルエルシー（UBS O'Connor LLC）
管理報酬等	① 申込手数料：なし ② 解約手数料：なし ③ 運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率0.60%程度 ④ 成功報酬：月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の15% ⑤ 信託財産留保額：なし ⑥ その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。 [※]

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

投資信託証券の名称	UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	内外の円建て公社債を主要投資対象とします。

信託報酬等	①申込手数料：なし ②解約手数料：なし ③信託報酬：年率0.044%（税抜年率0.04%） ④その他費用 [*] ：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額等
関係会社の名称	委託会社：UBSアセット・マネジメント株式会社

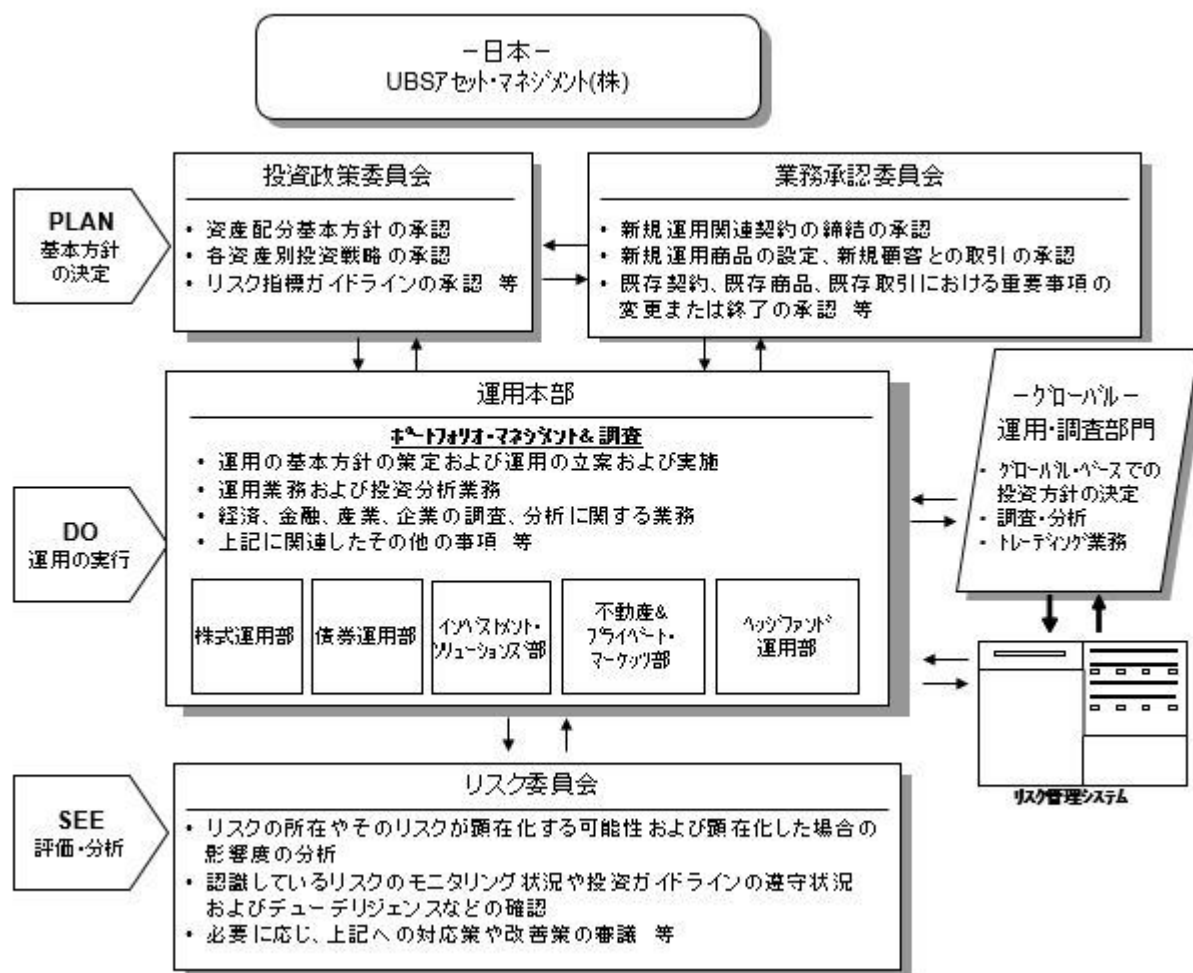
※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

注 管理報酬等・信託報酬は今後変更となる場合があります。また、申込手数料はありません。

上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは上記以外の投資信託証券が追加となる場合があります。

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



＜運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理＞

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（10～15名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受

取っております。

＜内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織＞

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に關与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長、テクノロジー部長の12名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

※上記の運用体制は、2021年9月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則毎年9月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2）収益分配金額は、上記1）の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- 3）収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※各コースの詳細については、「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （2）コースの選

扱」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- １）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ２）株式への直接投資は行いません。
- ３）外貨建資産への直接投資は行いません。
- ４）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ５）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ６）デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ７）資金の借入れ
 - イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 法令による投資制限

- １）同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。
- ２）デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。
- ３）信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へに帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込

むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

① 株式の価格変動リスク

1) 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

2) 信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因になります。

② 当ファンドの戦略に係るリスク

- ・ 買い付けたまたは売り建てた合併・買収案件に係る株価の見通しが予測と異なった場合は、基準価額の下落要因となります。
- ・ 銘柄を絞り込み集中投資を行うため、より多くの銘柄に分散投資を行う場合に比べ、銘柄当たりの株価変動による影響が大きくなる可能性があります。
- ・ デリバティブ取引を活用し、取引相手方の債務不履行により損失が発生した場合は、基準価額の下落要因となります。
- ・ 買収先企業の株価は買収価格以上になる可能性は低いため、株式市場が大きく上昇した場合でも買い付けた株式による収益は限定される場合があります。

③ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、新興国の株式は先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

④ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

⑤ 為替変動リスク

投資先指定外国投資信託において、実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該実質外貨建資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

<その他の留意点>

① クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

<投資信託に関する一般的なリスク>

- ・ 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

＜投資信託に関する一般的な留意事項＞

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
- ・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

※ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

（２）リスク管理体制

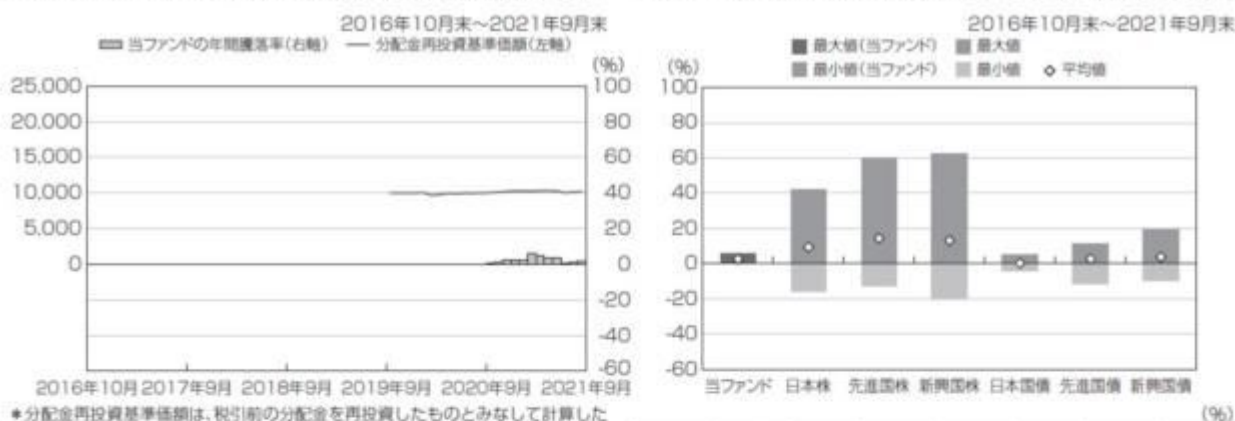
委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

※上記体制は2021年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※年間騰落率は、2020年10月から2021年9月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	5.8	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	0.5	△16.0	△12.4	△19.4	△4.0	△11.4	△9.4
平均値	2.6	9.5	14.4	13.2	0.3	2.7	3.8

※上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2016年10月から2021年9月の5年間(当ファンドは2020年10月から2021年9月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.209%（税抜0.19%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（税抜年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.19%	0.04%	0.12%	0.03%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

(ご参考)

投資対象となる投資信託証券の主な費用は次のとおりです。

MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド

管理報酬等	① 申込手数料：なし ② 解約手数料：なし ③ 運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率0.60%程度 ④ 成功報酬：月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の15% ⑤ 信託財産留保額：なし ⑥ その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。 ※
-------	---

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資先ファンドの運営に係る実費は、当該投資先ファンドにおいて発生の都度支払われます。

UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）

信託報酬等	①申込手数料：なし ②解約手数料：なし ③信託報酬：年率0.044%（税抜年率0.04%） ④その他費用 [※] ：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額等
-------	--

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率0.60%程度+成功報酬^(注1)（委託会社が試算した概算値）です。

したがって、当ファンドの信託報酬率（年率0.209%（税抜年率0.19%））を加えた、受益者が負担する実質的な報酬率は純資産総額に対して合計で年率0.809%程度+成功報酬^(注2)となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。また、今後上記に掲げた費用が変更されること、あるいは投資対象とする投資信託証券が変更されることがあります。

（注1） 月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の15%が成功報酬としてかかります。

（注2） 成功報酬は運用状況によって変動しますので、事前に金額を表示することはできません。

※当ファンドの委託会社は、投資先ファンドの関係法人（UBSグループの関係会社）との契約に基づき、当ファンドに関連して、当該関係法人が当該投資先ファンドにおいて受取った報酬の一部を受領する場合があります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

① 売買委託手数料

組入る有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

② 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

③ 監査報酬

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

④ その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記③および④の1. から6. の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の費用にかかわらず、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記③および④の1. から6. の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

⑤ 上記①から④の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。

1. 監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
2. 印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等
3. 売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
4. 保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

※「（４）その他の手数料等」の内、①および②は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、信託財産の規模、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

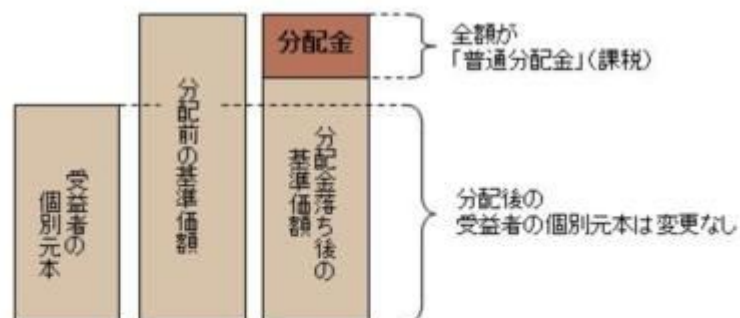
2) 受益者が収益分配金を受け取る際

イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

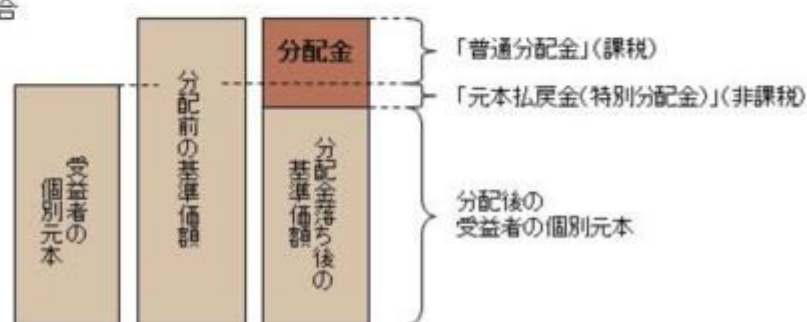
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2021年9月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2021年 9月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	9,973	0.01
投資証券	ケイマン	161,732,719	98.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	2,248,799	1.37
合計(純資産総額)		163,991,491	100.00

(注) 「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資証券	MA・ヘッジ・ファンド・ストラテ ジーズ・リミテッド	15,786	10,235.33	161,574,919	10,245.32	161,732,719	98.62
日本	投資信託受益 証券	UBS短期円金利ファンド（適格機 関投資家向け）	10,056	0.9918	9,973	0.9918	9,973	0.01

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	0.01
投資証券	98.62
合計	98.63

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2020年 9月25日）	188	188	0.9985	0.9985
第2計算期間末（2021年 9月27日）	166	166	1.0174	1.0174
2020年 9月末日	188	—	0.9986	—
10月末日	189	—	1.0043	—
11月末日	185	—	1.0120	—
12月末日	176	—	1.0223	—
2021年 1月末日	171	—	1.0263	—
2月末日	167	—	1.0280	—
3月末日	168	—	1.0235	—
4月末日	169	—	1.0313	—
5月末日	168	—	1.0309	—
6月末日	166	—	1.0253	—
7月末日	163	—	1.0030	—

8月末日	164	—	1.0124	—
9月末日	163	—	1.0184	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2019年10月11日～2020年 9月25日	0.0000
第2期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2019年10月11日～2020年 9月25日	△0.2
第2期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	1.9

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2019年10月11日～2020年 9月25日	261,376,930	72,210,496
第2期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	31,117,085	56,988,594

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

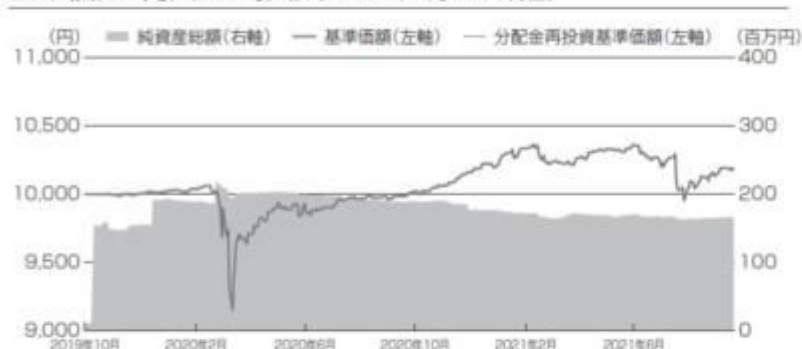
《参考情報》

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移(2021年9月30日現在)



分配の推移(1万口当たり、税引前)

2020年9月	0円
2021年9月	0円
設定来累計	0円

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

主要な資産の状況(2021年9月30日現在)

資産構成比

銘柄名	構成比
MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド	98.6%
UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%
その他現金等	1.4%
計	100.0%

※資産構成比は、各ファンドの純資産総額に占める割合です。

国・地域別構成比率

国・地域	ロング	ショート	グロス	ネット
米国およびカナダ	72.1%	35.1%	107.2%	37.0%
西欧州	14.6%	0.5%	15.1%	14.1%
日本	1.2%	0.0%	1.2%	1.2%
アジア(日本を除く)	0.3%	0.0%	0.3%	0.3%
その他	2.0%	0.9%	2.8%	1.1%
計	90.1%	36.4%	126.5%	53.7%

※国・地域別構成比率は、純資産総額に占める割合です。

※表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しています。

上記の運用実績は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。

組入上位5ポジションの概要(株式)

	買収先企業	買収元企業	構成比
1	ニュアンス・コミュニケーションズ	マイクロソフト	9.7%
2	IHS マークイット	S&Pグローバル	9.3%
3	カンザスシティ・サザン	カナディアン・パシフィック・レイルウェイ	5.7%
4	PPD	サーモフィッシュャー	4.4%
5	ベリート	サイエンティフィック	4.2%

※構成比は、純資産総額に占める買収先企業のロングポジションの割合です。

上記の運用実績は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。また、いかなる個別銘柄の売買、ポートフォリオの構築、投資戦略の採用等の行為を推奨するものではありません。

案件グレード別構成比

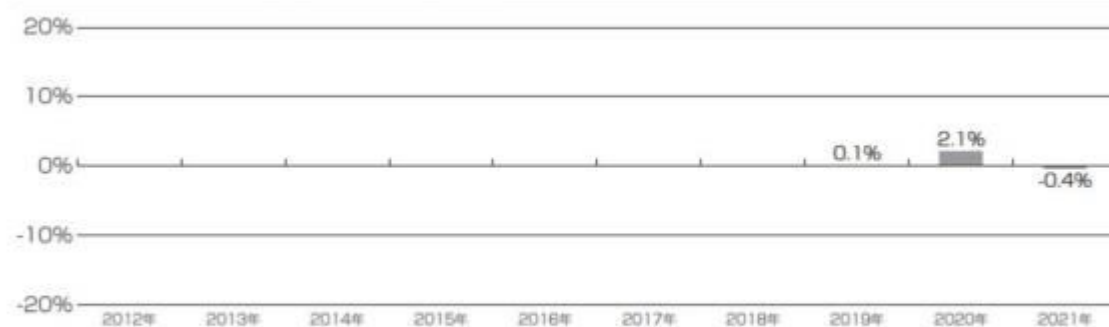
案件グレード	当月末
1	0.0%
2	19.6%
3	73.5%
4	6.8%
5	0.2%

※案件グレード別構成比は、ロングポジション全体に対する各グレードの比率を表示しております。

案件格付け 基準

グレード1	案件成立の可能性:高
グレード2	案件成立の可能性:中から高
グレード3	案件成立の可能性:中
グレード4	案件成立の可能性:3カ月の間に重要なイベントがあると思われる
グレード5	案件成立の可能性:3カ月よりも以降に重要なイベントがあると思われる

年間収益率の推移(2021年9月30日現在)



※2019年については、当初設定日(2019年10月11日)から年末までの騰落率、2021年は年初から9月末までの騰落率。

※取引前分配金を再投資したものと算出。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

※当ファンドは、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)にかかる契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。取得申込者は、販売会社にSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設した者等に限るものとします。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、ダブリンの銀行、もしくはケイマンの銀行の休業日（以下「海外市場の休業日」といいます。）に該当する場合および取得申込日の翌営業日が海外市場の休業日に該当する場合は、原則として取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(7) 申込単位（当初元本1口＝1円）

販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、取得の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消することができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、ダブリンの銀行、もしくはケイマンの銀行の休業日（以下「海外市場の休業日」といいます。）に該当する場合および解約請求日の翌営業日が海外市場の休業日に該当する場合は、原則として解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

該当事項はありません。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止、外国

為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、解約請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた解約請求の受付を取消することができます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取り扱います。

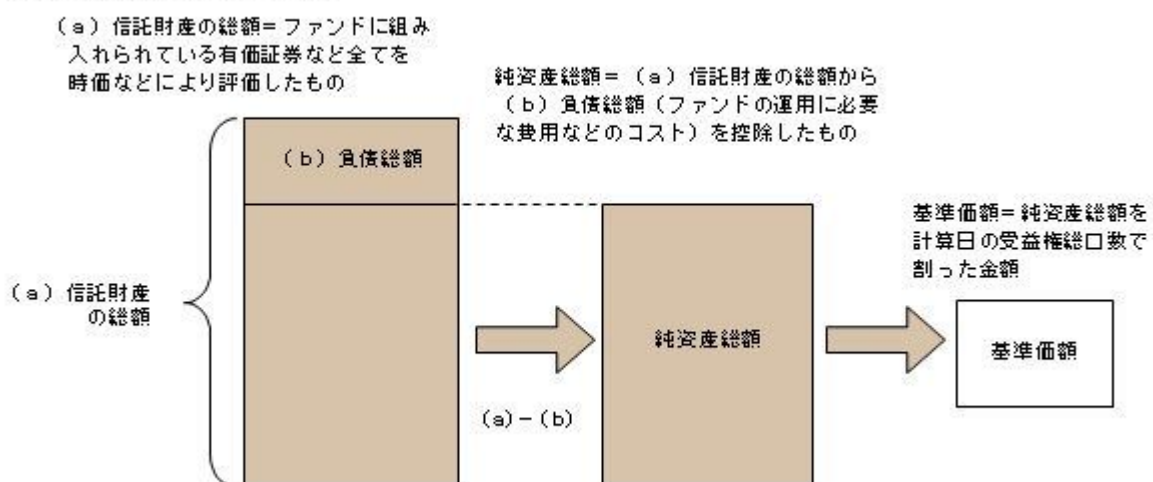
3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2029年9月25日までとします（2019年10月11日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ロ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しない事となる場合
 - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

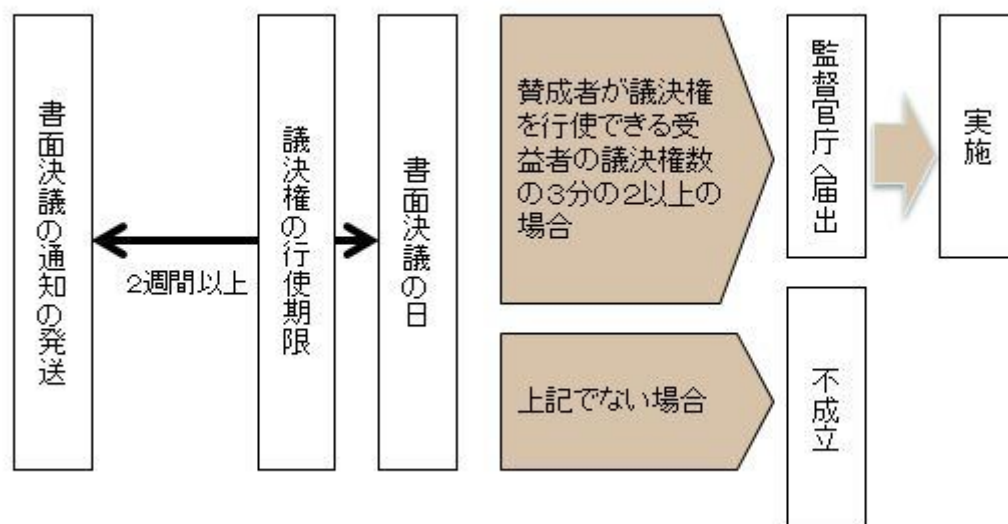
④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書

面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

< 書面決議の主な流れ >



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.ubs.com/japanfunds/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する

ことができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第27条により、2019年10月11日から2020年 9月25日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(2020年 9月26日から2021年 9月27日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【UBS合併裁定戦略ファンド（SMA専用）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2020年 9月25日現在	当期 2021年 9月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,898,949	1,896,552
投資信託受益証券	9,987	9,973
投資証券	186,712,627	164,573,996
未収入金	10,000	10,000
流動資産合計	189,631,563	166,490,521
資産合計	189,631,563	166,490,521
負債の部		
流動負債		
未払金	10,000	10,000
未払解約金	494,317	93,656
未払受託者報酬	29,854	28,117
未払委託者報酬	159,148	149,863
未払利息	8	5
その他未払費用	47,853	67,047
流動負債合計	741,180	348,688
負債合計	741,180	348,688
純資産の部		
元本等		
元本	189,166,434	163,294,925
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△276,051	2,846,908
（分配準備積立金）	-	2,146,941
元本等合計	188,890,383	166,141,833
純資産合計	188,890,383	166,141,833
負債純資産合計	189,631,563	166,490,521

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2019年10月11日 至 2020年 9月25日	当期 自 2020年 9月26日 至 2021年 9月27日
営業収益		
有価証券売買等損益	△287,386	4,161,355
営業収益合計	△287,386	4,161,355
営業費用		
支払利息	8,058	2,317
受託者報酬	57,708	57,379
委託者報酬	307,636	305,897
その他費用	92,412	129,390
営業費用合計	465,814	494,983
営業利益又は営業損失（△）	△753,200	3,666,372
経常利益又は経常損失（△）	△753,200	3,666,372
当期純利益又は当期純損失（△）	△753,200	3,666,372
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△466,921	1,316,595
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	△276,051
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,901	773,182
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	13,231
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,901	759,951
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,673	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,673	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△276,051	2,846,908

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券および投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1)計算期間末日の取扱い 2021年 9月25日および26日が休日のため、当計算期間末日を2021年 9月27日としております。このため、当計算期間は367日となっております。 (2)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2020年 9月25日現在	当期 2021年 9月27日現在
1.	計算期間末日における受益権の総数	189,166,434口	163,294,925口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は276,051円です。	—
3.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9985円 (9,985円)	1.0174円 (10,174円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2019年10月11日 至 2020年 9月25日		当期 自 2020年 9月26日 至 2021年 9月27日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 0円	A	費用控除後の配当等収益額 0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 2,146,941円
C	収益調整金額 0円	C	収益調整金額 706,147円
D	分配準備積立金額 0円	D	分配準備積立金額 0円

E 当ファンドの分配対象収益額	0円	E 当ファンドの分配対象収益額	2,853,088円
F 10,000口当たり収益分配対象額	0円	F 10,000口当たり収益分配対象額	174円
G 10,000口当たり分配金額	0円	G 10,000口当たり分配金額	0円
H 収益分配金金額	0円	H 収益分配金金額	0円

（金融商品に関する注記）

I.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2019年10月11日 至 2020年 9月25日	当期 自 2020年 9月26日 至 2021年 9月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券、投資証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、投資証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券および投資証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、公社債等です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左
------------------	---	----

II.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2020年 9月25日現在	当期 2021年 9月27日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引

	デリバティブ取引等に関する注記に記載 しております。	同左
--	-------------------------------	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2020年 9月25日現在	当期 2021年 9月27日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△14	△14
投資証券	83,755	3,150,805
合計	83,741	3,150,791

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2019年10月11日 至 2020年 9月25日	当期 自 2020年 9月26日 至 2021年 9月27日
元本の推移		
期首元本額	10,000,000円	189,166,434円
期中追加設定元本額	251,376,930円	31,117,085円
期中一部解約元本額	72,210,496円	56,988,594円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）	10,056	9,973	
投資信託受益証券合計		10,056	9,973	
投資証券	MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド	16,079	164,573,996	
投資証券合計		16,079	164,573,996	
合 計			164,583,969	

(注)投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」は同ファンドの受益証券です。

国内投資信託「UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

国内投資信託「UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）」の状況

ご参考として第7期決算日（2021年9月17日）の状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	自 2020年 9月18日 至 2021年 9月17日
営業収益	
営業収益合計	-
営業費用	
支払利息	5,322
受託者報酬	1,649
委託者報酬	547
その他費用	95
営業費用合計	7,613
営業利益又は営業損失（△）	△7,613
経常利益又は経常損失（△）	△7,613
当期純利益又は当期純損失（△）	△7,613
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△769
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△47,214
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,963
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,963
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△39,095

＊組入資産明細表＊（2021年9月17日現在）

2021年9月17日現在、UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）における組入資産はありません。

ケイマン籍外国投資信託 MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッドの運用状況

当ファンドは、「UBS合併裁定戦略ファンド（SMA専用）」が投資対象とする外国投資証券です。

ご参考として、掲載されている当ファンドの損益計算書及び有価証券明細表は、2020年12月30日現在の現地Annual Reportからの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。なお、有価証券明細表は当該監査の対象外であり、未監査ものを掲載しております。

損益計算書

自 2019年12月31日 至 2020年12月30日
米ドル

投資有価証券、デリバティブ取引および外国通貨取引に係る実現および未実現利益（損失）	
投資有価証券および外国通貨取引に係る実現純損失	(4,405,181)
デリバティブ取引および外国通貨取引に係る実現純利益	3,897,140
投資有価証券および外国通貨取引に係る未実現評価益（損）の純変動額	5,806,055
デリバティブ取引および外国通貨取引に係る未実現評価益（損）の純変動額	(330,960)
投資有価証券、デリバティブ取引および外国通貨取引に係る純利益	4,967,054

投資収益

配当金（外国源泉徴収税控除後 \$131,655）	1,628,141
利息	819,576
その他	175
投資収益合計	2,447,892

費用

利息	734,722
配当金	426,571
運用管理報酬	408,437
運用報酬	273,399
管理費用	143,069
その他	182,131
費用合計	2,168,329

投資純利益

純資産の純変動額	279,563
	5,246,617

2020年12月30日現在の有価証券明細表（未監査）

株数／額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
債券					
転換社債					
256,000.000	PLURALSIGHT INC 0.375% 03/01/24 CVT	USD	99.3500	254,336.00	254,336.00
	転換社債小計				254,336.00
社債					
-575,000.000	BORGWARNER INC 3.375% 03/15/25	USD	109.8803	-631,811.45	-631,811.45
919,721.000	BORGWARNER INC 5.000% 10/01/25 SR:144A	USD	117.5402	1,081,041.47	1,081,041.47
-223,000.000	CHEVRON CORP 2.978% 05/11/40	USD	110.6257	-246,695.26	-246,695.26

有価証券報告書（内国投資信託受益証券）

	-207,000.000	REFINITIV US HOLDINGS 8.250% 11/15/26 SR:144A	USD	109.2500	-226,147.50	-226,147.50
	737,811.000	NAVISTAR INTL CORP 6.625% 11/01/25 SR:144A	USD	104.8900	773,889.96	773,889.96
	130,000.000	NOBLE ENERGY INC 5.250% 11/15/43	USD	143.3566	186,363.60	186,363.60
	131,000.000	NOBLE ENERGY INC 5.050% 11/15/44	USD	140.3602	183,871.81	183,871.81
	14,000.000	NOBLE ENERGY INC 4.950% 08/15/47	USD	141.7271	19,841.80	19,841.80
	121,000.000	PARSLEY ENERGY LLC/FINAN 5.625% 10/15/27 SR:144A	USD	108.6500	131,466.50	131,466.50
	33,000.000	QEP RESOURCES INC 5.375% 10/01/22	USD	104.3125	34,423.13	34,423.13
	32,000.000	QEP RESOURCES INC 5.250% 05/01/23	USD	105.6000	33,792.00	33,792.00
	385,332.000	STARS GRP HLDS/STARS GRP 7.000% 07/15/26 SR:144A	USD	105.6875	407,247.81	407,247.81
		社債小計				1,747,283.87
国債	-18,500.000	US TREASURY N/B 2.000% 02/15/50	USD	108.2305	-20,022.64	-20,022.64
	-40,500.000	US TREASURY N/B 1.250% 05/15/50	USD	90.3516	-36,592.40	-36,592.40
	-577,900.000	US TREASURY N/B 0.250% 10/31/25	USD	99.5234	-575,145.73	-575,145.73
		国債小計				-631,760.77
		債券小計				1,369,859.10
株式						
米国預託証券	-13,024.000	ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	USD	50.1800	-653,544.32	-653,544.32
	12,684.000	BHP GROUP PLC-ADR	USD	53.4400	677,832.96	677,832.96
	-11,114.000	BHP GROUP LTD-SPON ADR	USD	65.9400	-732,857.16	-732,857.16
	2,074.000	RYANAIR HOLDINGS PLC-SP ADR	USD	111.9900	232,267.26	232,267.26
		米国預託証券小計				-476,301.26
普通株式	2,000.000	2MX ORGANIC SA	EUR	10.8380	21,676.00	26,657.14
	133,070.000	AABA_ESCROW	USD	14.5417	1,935,064.02	1,935,064.02
	5,000.000	ARTIUS ACQUISITION INC-CL A	USD	10.4700	52,350.00	52,350.00
	1,608.000	ACCEL ENTERTAINMENT INC	USD	10.1900	16,385.52	16,385.52
	2,000.000	ACE CONVERGENCE ACQU-CLASS A	USD	10.2000	20,400.00	20,400.00
	15,790.000	ACHILLION PHARMACEUTICALS INC	USD	0.5500	8,684.50	8,684.50
	13,985.000	ACACIA COMMUNICATIONS INC	USD	72.9000	1,019,506.50	1,019,506.50
	2,000.000	ATLAS CREST INVESTMENT COR-A	USD	10.2000	20,400.00	20,400.00
	3,000.000	ASCENDANT DIGITAL ACQUISIT-A	USD	10.2800	30,840.00	30,840.00
	2,700.000	ARCLIGHT CLEAN TRANSITION-A	USD	11.3300	30,591.00	30,591.00
	-16,662.000	ANALOG DEVICES INC	USD	146.1800	-2,435,651.16	-2,435,651.16
	1,800.000	AJAX I-CL A	USD	11.9800	21,564.00	21,564.00
	2,000.000	ALUSSA ENERGY ACQUISITION -A	USD	10.1500	20,300.00	20,300.00
	6,136.000	ALEXION PHARMACEUTICALS INC	USD	156.2300	958,627.28	958,627.28
	-13,259.000	ADVANCED MICRO DEVICES	USD	92.2900	-1,223,673.11	-1,223,673.11
	2,000.000	AMPLITUDE HEALTHCARE ACQ-A	USD	10.2500	20,500.00	20,500.00
	3,600.000	ONE - CLASS A	USD	10.8000	38,880.00	38,880.00
	3,000.000	APOLLO STRATEGIC GROWTH-CL A	USD	10.4000	31,200.00	31,200.00
	4,187.000	ATLANTIC AVENUE ACQUISI-CL A	USD	10.1200	42,372.44	42,372.44
	3,100.000	ASPIRATIONAL CONSUMER LIFE-A	USD	10.1800	31,558.00	31,558.00
	2,400.000	ALTIMAR ACQUISITION CORP - A	USD	11.3100	27,144.00	27,144.00
	-10,532.000	ATLAS COPCO AB-A SHS	SEK	421.1000	-4,435,025.20	-541,034.88
	12,036.000	ATLAS COPCO AB-B SHS	SEK	368.3000	4,432,858.80	540,770.60
	2,700.000	AVANTI ACQUISITION CORP-A	USD	10.3000	27,810.00	27,810.00
	4,000.000	BESPOKE CAPITAL ACQUISITIO-A	USD	10.0800	40,320.00	40,320.00
	700.000	FOLEY TRASIMENE ACQUISITI-A	USD	15.7900	11,053.00	11,053.00
	2,000.000	BLUESCAPE OPPORTUNITIES AC-A	USD	10.3800	20,760.00	20,760.00
	2,000.000	BROADSTONE ACQUISITION COR-A	USD	10.1200	20,240.00	20,240.00
	3,000.000	BURGUNDY TECHNOLOGY ACQUIS-A	USD	10.4000	31,200.00	31,200.00
	17,083.000	CINCINNATI BELL INC	USD	15.2400	260,344.92	260,344.92
	2,000.000	CITIC CAPITAL ACQUISITION-A	USD	10.5000	21,000.00	21,000.00
	10,000.000	CHURCHILL CAPITAL CORP IV-A	USD	10.0700	100,700.00	100,700.00
株数／額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額	
1,600.000	CHURCHILL CAPITAL CORP II-A	USD	10.3900	16,624.00	16,624.00	
1,200.000	CERES ACQUISITION CORP - A	USD	9.8500	11,820.00	11,820.00	
39.000	CF FINANCE ACQUISITION II-A	USD	11.3900	444.21	444.21	
100.000	COLLECTIVE GROWTH CORP- CL A	USD	14.1000	1,410.00	1,410.00	
0.000	CHANGE HEALTHCARE INC	USD	18.5800	0.00	0.00	
3,000.000	CHP MERGER CORP-CLASS A	USD	10.3100	30,930.00	30,930.00	
1,303.000	COLONNADE ACQUISITION CORP-A	USD	13.9900	18,228.97	18,228.97	
11,237.000	CORELOGIC INC	USD	77.1500	866,934.55	866,934.55	
2,600.000	CLIMATE CHANGE CRISIS - CL A	USD	10.7400	27,924.00	27,924.00	
0.000	CENTENE CORP	USD	58.9200	-0.00	-0.00	
8,000.000	CONX CORP-CLASS A SHARES	USD	10.1714	81,371.20	81,371.20	
-74,986.000	CONOCOPHILLIPS	USD	40.0100	-3,000,189.86	-3,000,189.86	
2,000.000	CAPSTAR SPECIAL PURPOSE AC-A	USD	10.2500	20,500.00	20,500.00	
171.000	CALIFORNIA RESOURCES CORP	USD	22.7200	3,885.12	3,885.12	
11,000.000	COHN ROBBINS HOLDINGS-CL A	USD	10.4500	114,950.00	114,950.00	
-5,781.000	SALESFORCE.COM INC	USD	222.4000	-1,285,694.40	-1,285,694.40	
2,000.000	CRESCENT ACQUISITION CORP-A	USD	10.4800	20,960.00	20,960.00	
2,600.000	CERBERUS TELECOM ACQUISIT-A	USD	10.2700	26,702.00	26,702.00	
51,372.000	CONCHO RESOURCES INC	USD	58.2600	2,992,932.72	2,992,932.72	
2,000.000	DECARBONIZATION PLUS ACQU-A	USD	10.6500	21,300.00	21,300.00	
3,800.000	D8 HOLDINGS CORP-A	USD	10.1000	38,380.00	38,380.00	
3,000.000	LGL SYSTEMS ACQUISITION-A	USD	10.4600	31,380.00	31,380.00	
2,700.000	DFP HEALTHCARE ACQUISIT-CL A	USD	10.8000	29,160.00	29,160.00	
1,200.000	DRAGONEER GROWTH OPPORTUN-A	USD	13.3000	15,960.00	15,960.00	
1,000.000	DUDELL STREET ACQUISITION-A	USD	9.9650	9,965.00	9,965.00	
3,000.000	EMPOWER LTD-CLASS A	USD	10.0200	30,060.00	30,060.00	
2,000.000	EXECUTIVE NETWORK PARTNER-A	USD	25.3700	50,740.00	50,740.00	
4,000.000	EQUITY DISTRIBUTION ACQUIS-A	USD	10.3200	41,280.00	41,280.00	
2,000.000	EAST RESOURCES ACQUISITION-A	USD	10.0700	20,140.00	20,140.00	
2,600.000	E.MERGE TECHNOLOGY ACQUISI-A	USD	10.2000	26,520.00	26,520.00	
12,509.000	EATON VANCE CORP	USD	67.5400	844,857.86	844,857.86	
2,027.000	EXPERIENCE INVESTMENT CORP-A	USD	11.2600	22,824.02	22,824.02	
4,500.000	FORTRESS VALUE ACQUISIT-CL A	USD	10.8400	48,780.00	48,780.00	
185,944.000	FIAT CHRYSLER AUTOMOBILES NV	EUR	14.6600	2,725,939.04	3,352,359.77	
11,880.000	FALCON CAPITAL ACQUISITIO-A	USD	10.7000	127,116.00	127,116.00	
2,000.000	FG NEW AMERICA ACQUISITION-A	USD	10.1900	20,380.00	20,380.00	
120.000	FORUM MERGER III CORP - A	USD	13.6200	1,634.40	1,634.40	
119,352.000	FITBIT INC - A	USD	6.8000	811,593.60	811,593.60	
3,000.000	FIRSTMARK HORIZON ACQUISIT-A	USD	10.7000	32,100.00	32,100.00	
2,299.000	FINSERV ACQUISITION CORP-A	USD	13.4000	30,806.60	30,806.60	
2,000.000	FAST ACQUISITION CORP-CL A	USD	10.1700	20,340.00	20,340.00	
1,743.000	FINTech ACQUISI CORP IV-CL A	USD	11.3900	19,852.77	19,852.77	
2,000.000	FTAC OLYMPUS ACQ CORP-A	USD	10.3500	20,700.00	20,700.00	

2,600,000	FUSION ACQUISITION CORP-A	USD	11.3200	29,432.00	29,432.00
1,700,000	GORES HOLDINGS IV INC-CL A	USD	13.0800	22,236.00	22,236.00
60,000	GIGCAPITAL3 INC	USD	13.6500	819.00	819.00
1,600,000	GALILEO ACQUISITION CORP	USD	10.2200	16,352.00	16,352.00
10,220,000	GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	USD	4.1200	42,106.40	42,106.40
3,000,000	GO ACQUISITION CORP-CLASS A	USD	10.2200	30,660.00	30,660.00
5,782,000	GORES HOLDINGS V INC-CLASS A	USD	10.4600	60,479.72	60,479.72
29,697,000	GRUBHUB INC	USD	73.9600	2,196,390.12	2,196,390.12
7,000,000	GS ACQUISITION HOLDINGS-A	USD	10.8700	76,090.00	76,090.00
27,502,000	GRANDVISION NV	EUR	25.6000	704,051.20	865,842.18
2,500,000	GX ACQUISITION CORP - CL A	USD	11.0600	27,650.00	27,650.00
3,000,000	HUDSON EXECUTIVE INVEST-CL A	USD	10.6100	31,830.00	31,830.00
2,877,000	HEINEKEN NV	EUR	91.2200	262,439.94	322,748.65
-2,923,000	HEINEKEN HOLDING NV	EUR	78.0000	-227,994.00	-280,387.02
4,000,000	HIG ACQUISITION CORP-CLASS A	USD	10.1200	40,480.00	40,480.00
3,000,000	HOLICITY INC-CLASS A	USD	10.2000	30,600.00	30,600.00
2,000,000	HPX CORP-A	USD	10.1200	20,240.00	20,240.00
2,800,000	HORIZON ACQUISITION COR-CL A	USD	10.2100	28,588.00	28,588.00
3,700,000	HORIZON ACQUIS CORP II -CL A	USD	10.3500	38,295.00	38,295.00
3,600,000	ION ACQUISITION CORP I LTD-A	USD	12.4600	44,856.00	44,856.00
656,000	PARTS ID INC	USD	5.7500	3,772.00	3,772.00
2,000,000	IG ACQUISITION CORP-CLASS A	USD	10.2400	20,480.00	20,480.00
3,000,000	AEA-BRIDGES IMPACT CORP-CL A	USD	10.1800	30,540.00	30,540.00
800,000	INSU ACQUISITION CORP - CL A	USD	15.4300	12,344.00	12,344.00
24,017,000	IHS MARKIT LTD	USD	88.5200	2,125,984.84	2,125,984.84
3,000,000	SOCIAL CAPITAL HEDOSOPH- A	USD	14.0000	42,000.00	42,000.00

株数／額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
3,600,000	SOCIAL CAPITAL HEDOSOPHI V-A	USD	12.4600	44,856.00	44,856.00
3,000,000	SOCIAL CAPITAL HEDOSOPH VI-A	USD	12.3000	36,900.00	36,900.00
4,000,000	JUNIPER INDUSTRIAL HLDGS - A	USD	10.7800	43,120.00	43,120.00
2,000,000	UNION ACQUISITION CORP II	USD	10.2300	20,460.00	20,460.00
62,000	LIBERTY BROADBAND-C	USD	156.1500	9,681.30	9,681.30
2,000,000	LIONHEART ACQUISITION CORP-A	USD	10.1100	20,220.00	20,220.00
2,200,000	LANDCADIA HOLDINGS III INC-A	USD	10.4400	22,968.00	22,968.00
800,000	RIBBIT LEAP LTD - CLASS A	USD	12.8900	10,312.00	10,312.00
1,002,000	LIV CAPITAL ACQUISITION CO-A	USD	10.0900	10,110.18	10,110.18
2,600,000	MONTES ARCHIMEDES ACQUISIT-A	USD	10.1400	26,364.00	26,364.00
1,800,000	MERIDA MERGER CORP I	USD	10.2900	18,522.00	18,522.00
2,000,000	MALACCA STRAITS ACQUISIT-CL A	USD	9.9400	19,880.00	19,880.00
-7,294,000	MORGAN STANLEY	USD	67.8400	-494,824.96	-494,824.96
0,000	MATCH GROUP INC	USD	152.0000	0.00	0.00
26,445,000	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	USD	87.5200	2,314,466.40	2,314,466.40
2,028,000	NEXTPPOINT ACQUISITION CORP-A	USD	9.9600	20,198.88	20,198.88
18,778,000	NAVISTAR INTERNATIONAL CORP	USD	44.0700	827,546.46	827,546.46
4,800,000	NEXTGEN ACQUISITION CORP-CLA	USD	10.2000	48,960.00	48,960.00
9,690,000	NATIONAL GENERAL HLDGS	USD	34.1500	330,913.50	330,913.50
6,000,000	NEWHOLD INVESTMENT CORP-A	USD	10.0900	60,540.00	60,540.00
2,000,000	NORTH MOUNTAIN MERGER CORP-A	USD	10.2800	20,560.00	20,560.00
3,988,000	NAVSIGHT HOLDINGS INC - A	USD	10.1700	40,557.96	40,557.96
0,000	ENVISTA HOLDINGS CORP	USD	33.1500	0.00	0.00
0,000	ENVISTA HOLDINGS CORP-W	USD	28.6700	0.00	0.00
4,000,000	OAKTREE ACQ CORP II - CL A	USD	10.4000	41,600.00	41,600.00
1,000,000	OTR ACQUISITION CORP-CLASS A	USD	10.3200	10,320.00	10,320.00
8,000,000	TPG PACE TECH OPPORTUNITI-A	USD	11.1100	88,880.00	88,880.00
1,062,000	PAE INC	USD	9.0900	9,653.58	9,653.58
1,000,000	CC NEUBERGER PRINCIPAL HDS-A	USD	10.9800	10,980.00	10,980.00
2,000,000	PERIDOT ACQUISITION CORP -A	USD	10.4900	20,980.00	20,980.00
3,000,000	PRIME IMPACT ACQU I -CL A	USD	10.1500	30,450.00	30,450.00
2,000,000	PMV CONSUMER ACQUISITION-A	USD	10.0800	20,160.00	20,160.00
5,400,000	CC NEUBERGER PRINCIPAL-CL A	USD	10.3600	55,944.00	55,944.00
1,600,000	PROPERTY SOLUTIONS ACQUISITI	USD	9.9700	15,952.00	15,952.00
1,400,000	PERSHING SQUARE TONTINE -A	USD	26.9200	37,688.00	37,688.00
2,500,000	QELL ACQUISITION CORP-A SHRS	USD	12.4200	31,050.00	31,050.00
3,600,000	REDBALL ACQUISITION CORP - A	USD	10.9600	39,456.00	39,456.00
2,000,000	RECHARGE ACQUISITION CORP-A	USD	10.1800	20,360.00	20,360.00
4,088,000	REALPAGE INC	USD	87.1000	356,064.80	356,064.80
2,001,000	REPLAY ACQUISITION CORP	USD	10.4000	20,810.40	20,810.40
5,600,000	REINVENT TECHNOLOGY-CLASS A	USD	11.3600	63,616.00	63,616.00
2,000,000	SOFTWARE ACQUISITION GRPII-A	USD	10.0400	20,080.00	20,080.00
2,000,000	SANDBRIDGE ACQUISITION COR-A	USD	10.1510	20,302.00	20,302.00
2,000,000	SC HEALTH CORP-A	USD	10.2400	20,480.00	20,480.00
3,600,000	SCVX CORP - CLASS A	USD	10.5000	37,800.00	37,800.00
3,000,000	SPORTS ENTERTAINMENT ACQUI-A	USD	10.2500	30,750.00	30,750.00
225,000	SHIFT TECHNOLOGIES INC	USD	8.6300	1,941.75	1,941.75
1,999,000	OSPREY TECHNOLOGY ACQUISIT-A	USD	10.3500	20,689.65	20,689.65
1,400,000	SEAPORT GLOBAL ACQUI-CLASS A	USD	9.9800	13,972.00	13,972.00
2,700,000	TORTOISE ACQUISITION CORP A	USD	10.8300	29,241.00	29,241.00
2,800,000	SUSTAINABLE OPPORTUNITIES-A	USD	11.0500	30,940.00	30,940.00
-6,822,000	S&P GLOBAL INC	USD	323.6300	-2,207,803.86	-2,207,803.86
100,000	SILVER SPIKE ACQUISITION-A	USD	12.9500	1,295.00	1,295.00
2,000,000	STAR PEAK ENERGY TRANSIT- A	USD	20.7500	41,500.00	41,500.00
3,000,000	ACON S2 ACQUISITION CORP-A	USD	10.2600	30,780.00	30,780.00
1,600,000	STARBOARD VALUE ACQUISITI-A	USD	10.5400	16,864.00	16,864.00
705,000	SUBVERSIVE REAL ESTATE-UNIT	USD	9.8500	6,944.25	6,944.25
2,000,000	TEKKORP DIGITAL ACQUISITIO-A	USD	10.0000	20,000.00	20,000.00
0,000	TRUIST FINANCIAL CORP	USD	47.3700	0.00	0.00
596,000	THUNDER BRIDGE ACQUISITION-A	USD	13.7500	8,195.00	8,195.00
29,115,000	TIFFANY & CO	USD	131.3500	3,824,255.25	3,824,255.25
-1,164,744,000	TELECOM ITALIA SPA	EUR	0.3774	-439,574.40	-540,588.59
1,289,644,000	TELECOM ITALIA-RSP	EUR	0.4238	546,551.12	672,148.57
-19,913,000	JUST EAT TAKEAWAY	EUR	91.5000	-1,822,039.50	-2,240,744.16
1,800,000	SPARTACUS ACQUISITION CORP-A	USD	10.1500	18,270.00	18,270.00
2,170,000	TPG PACE BENEFICIAL FIN-CL A	USD	27.2500	59,132.50	59,132.50
5,100,000	TREBIA ACQUISITION CORP-A	USD	10.6200	54,162.00	54,162.00
3,600,000	TWC TECH HOLDINGS II CORP-A	USD	10.7000	38,520.00	38,520.00
2,000,000	TAILWIND ACQUISITION CORP-A	USD	10.2500	20,500.00	20,500.00

株数／額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
3,200,000	VECTOR ACQUISITION CORP-A	USD	10.4200	33,344.00	33,344.00
24,003,000	VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	USD	174.7300	4,194,044.19	4,194,044.19

有価証券報告書（内国投資信託受益証券）

2,400.000	VG ACQUISITION CORP-A	USD	11.7000	28,080.00	28,080.00
3,414.000	VESPER HEALTHCARE ACQUISIT-A	USD	11.3600	38,783.04	38,783.04
7,000.000	VY GLOBAL GROWTH-CL A	USD	10.5300	73,710.00	73,710.00
74,456.000	SLACK TECHNOLOGIES INC- CL A	USD	42.3300	3,151,722.48	3,151,722.48
6,000.000	FOLEY TRASIMENE ACQ-CLASS A	USD	11.2900	67,740.00	67,740.00
7,697.000	XILINX INC	USD	142.1000	1,093,743.70	1,093,743.70
2,700.000	YUCAIPA ACQUISITION CORP-A	USD	10.0900	27,243.00	27,243.00
1,000.000	YELLOWSTONE ACQUISIT CO-CL A	USD	10.3100	10,310.00	10,310.00
	普通株式小計				25,819,878.46
不確定価額受領権					
59,797.000	IGYB _ CVR	EUR	0.7800	46,641.66	57,359.91
	不確定価額受領権小計				57,359.91
上場投資信託					
-1,442.000	SPDR S&P INSURANCE ETF	USD	33.2700	-47,975.34	-47,975.34
-454.000	VANECK SEMICONDUCTOR	USD	217.8500	-98,903.90	-98,903.90
-452.000	SPDR S&P 500 ETF TRUST	USD	371.9900	-168,139.48	-168,139.48
-633.000	SPDR S&P OIL & GAS EXP & PR	USD	59.3200	-37,549.56	-37,549.56
	上場投資信託小計				-352,568.28
優先株式					
5,665.000	WESCO INTERNATIONAL INC FLT PERP SR:A	USD	31.0600	175,954.90	175,954.90
	優先株式小計				175,954.90
SPACユニット（普通株式およびワラントの組合せ）					
2,400.000	ACTES ACQUISITION CORP	USD	10.8200	25,968.00	25,968.00
1,300.000	ACKRELL SPAC PARTNERS I CO	USD	10.2100	13,273.00	13,273.00
1,600.000	ALTIMETER GROWTH CORP	USD	13.8800	22,208.00	22,208.00
2,000.000	ALTITUDE ACQUISITION CORP	USD	10.5000	21,000.00	21,000.00
2,000.000	AEQUI ACQUISITION CORP	USD	10.3000	20,600.00	20,600.00
500.000	AMERICAS TECHNOLOGY ACQUISIT	USD	10.2750	5,137.50	5,137.50
2,000.000	BOWX ACQUISITION CORP	USD	10.8000	21,600.00	21,600.00
1,000.000	BETTER WORLD ACQUISITION COR	USD	11.0500	11,050.00	11,050.00
1,400.000	CAPITOL INVESTMENT CORP V	USD	10.4050	14,567.00	14,567.00
2,400.000	CASCADE ACQUISITION CORP	USD	10.4100	24,984.00	24,984.00
2,000.000	CBRE ACQUISITION HOLDINGS IN	USD	10.4500	20,900.00	20,900.00
4,000.000	CHURCHILL CAPITAL CORP V	USD	10.6500	42,600.00	42,600.00
2,000.000	CF ACQUISITION CORP IV	USD	10.3200	20,640.00	20,640.00
1,000.000	CONSONANCE-HFW ACQUISITION C	USD	10.6000	10,600.00	10,600.00
2,000.000	CONCORD ACQUISITION CORP	USD	10.3600	20,720.00	20,720.00
4,000.000	CORNER GROWTH ACQUISITION CO	USD	10.4100	41,640.00	41,640.00
2,000.000	CARNEY TECHNOLOGY ACQUISITIO	USD	10.3300	20,660.00	20,660.00
1,000.000	ROMAN DBDR TECH ACQUISITION	USD	10.5400	10,540.00	10,540.00
800.000	DB3 ACQUISITION CORP	USD	10.5100	8,408.00	8,408.00
2,000.000	DNY TECHNOLOGY GROUP INC III	USD	11.2200	22,440.00	22,440.00
1,600.000	DUNE ACQUISITION CORP	USD	10.2400	16,384.00	16,384.00
2,000.000	DEWINDS INSURANCE ACQUISITI	USD	10.2500	20,500.00	20,500.00
1,200.000	EDTECHX HOLDINGS ACQUISITION	USD	10.2500	12,300.00	12,300.00
100.000	FRAZIER LIFESCIENCES ACQUIS	USD	10.4800	1,048.00	1,048.00
1,800.000	FAR PEAK ACQUISITION CORP	USD	10.4500	18,810.00	18,810.00
3,000.000	FOREST ROAD ACQUISITION CORP	USD	10.6100	31,830.00	31,830.00
2,800.000	FINTECH ACQUISITION CORP V	USD	10.7000	29,960.00	29,960.00
1,600.000	GOLDEN FALCON ACQUISITION CO	USD	10.4000	16,640.00	16,640.00
4,400.000	GORES HOLDINGS VI INC	USD	10.5800	46,552.00	46,552.00
2,000.000	GENESIS PARK ACQUISITION COR	USD	10.4000	20,800.00	20,800.00
2,000.000	HEALTH ASSURANCE ACQUISITION	USD	11.3500	22,700.00	22,700.00
600.000	HEALTHCARE SERVICES ACQUISIT	USD	10.2600	6,156.00	6,156.00
2,400.000	HIGHLAND TRANSCEND PARTNERS	USD	10.6000	25,440.00	25,440.00
6,800.000	INVESTINDUSTRIAL ACQUISITION	USD	10.4600	71,128.00	71,128.00
2,000.000	INSU ACQUISITION CORP III	USD	10.6700	21,340.00	21,340.00
1,200.000	KINS TECHNOLOGY GROUP INC	USD	10.3400	12,408.00	12,408.00
1,000.000	KINGSWOOD ACQUISITION CORP	USD	10.3800	10,380.00	10,380.00
2,000.000	LEFTERIS ACQUISITION CORP	USD	10.7700	21,540.00	21,540.00
1,800.000	L&F ACQUISITION CORP/IL	USD	10.3900	18,702.00	18,702.00
2,000.000	LIVE OAK ACQUISITION CORP II	USD	10.8500	21,700.00	21,700.00
1,000.000	LUX HEALTH TECH ACQUISITION	USD	11.5000	11,500.00	11,500.00
800.000	MALLARD ACQUISITION CORP	USD	10.5700	8,456.00	8,456.00
2,000.000	MOTION ACQUISITION CORP	USD	10.5100	21,020.00	21,020.00
2,000.000	MOTIVE CAPITAL CORP	USD	10.4100	20,820.00	20,820.00
2,000.000	MARQUEE RAINE ACQUISITION CO	USD	10.8500	21,700.00	21,700.00

株数／額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
800.000	MEDTECH ACQUISITION CORP/NY	USD	10.4200	8,336.00	8,336.00
2,000.000	MUDRICK CAPITAL ACQUIS II	USD	10.3000	20,600.00	20,600.00
3,600.000	NEBULA CARAVEL ACQUISITION	USD	10.9000	39,240.00	39,240.00
3,300.000	NATURAL ORDER ACQUISITION CO	USD	10.9700	36,201.00	36,201.00
1,880.000	OMNICHANNEL ACQUISITION CORP	USD	10.4000	19,552.00	19,552.00
800.000	PERIPHAS CAPITAL PARTNERING	USD	26.0003	20,800.24	20,800.24
1,200.000	POPULATION HEALTH INVESTMENT	USD	10.5000	12,600.00	12,600.00
1,900.000	PINE ISLAND ACQUISITION CORP	USD	10.7200	20,368.00	20,368.00
3,000.000	PROPTECH INVESTMENT CORP II	USD	10.5600	31,680.00	31,680.00
3,000.000	REVOLUTION ACCELERATION ACQ	USD	10.4100	31,230.00	31,230.00
800.000	RICE ACQUISITION CORP	USD	11.8900	9,512.00	9,512.00
4,000.000	RMG ACQUISITION CORP II	USD	11.1000	44,400.00	44,400.00
1,000.000	REINVENT TECHNOLOGY PARTNERS	USD	11.4700	11,470.00	11,470.00
2,400.000	SCION TECH GROWTH I	USD	10.4200	25,008.00	25,008.00
1,800.000	SENIOR CONNECT ACQUISITION C	USD	10.3100	18,558.00	18,558.00
2,000.000	JAWS SPITFIRE ACQUISITION CO	USD	11.0000	22,000.00	22,000.00
5,000.000	SUPERNOVA PARTNERS ACQUISITI	USD	11.8000	59,000.00	59,000.00
3,000.000	SPARTAN ACQUISITION CORP II	USD	10.7100	32,130.00	32,130.00
314.000	NORTHERN STAR ACQUISITION CO	USD	17.3000	5,432.20	5,432.20
1,200.000	SEVEN OAKS ACQUISITION CORP	USD	10.3600	12,432.00	12,432.00
1,000.000	SPRING VALLEY ACQUISITION	USD	10.7000	10,700.00	10,700.00
3,000.000	TREPONT ACQUISITION CORP I	USD	10.4200	31,260.00	31,260.00
1,000.000	TIGA ACQUISITION CORP	USD	10.4900	10,490.00	10,490.00
1,920.000	TS INNOVATION ACQUISITIONS C	USD	10.3100	19,795.20	19,795.20
2,000.000	THAYER VENTURES ACQUISITION	USD	10.4300	20,860.00	20,860.00
1,000.000	IOX CAPITAL VENTURE ACQUISIT	USD	10.6100	10,610.00	10,610.00
3,000.000	VPC IMPACT ACQUISITION HOLDI	USD	10.5500	31,650.00	31,650.00
2,000.000	7GC & CO HOLDINGS INC	USD	10.4900	20,980.00	20,980.00
3,200.000	DPCM CAPITAL INC	USD	11.1000	35,520.00	35,520.00
1,000.000	ZANITE ACQUISITION CORP	USD	10.4100	10,410.00	10,410.00
	SPACユニット（普通株式およびワラントの組合せ）小計				1,612,174.14
	株式小計				26,836,497.87

先物為替取引

外国先物為替取引

7,442,014,937.000 JPY per USD @ 103.5574 : 01/29/2021
 -71,863,663.500 JPY per USD @ 103.5574 : 01/29/2021
 外国先物為替取引小計

JPY 1.0000 7,442,014,937.00 72,144,285.73
 USD 1.0000 -71,863,663.50 -71,863,663.50
 280,622.23

先物為替取引小計

280,622.23

メディアム

現金および同等物

854.000 Australian Dollar - 74991 BARC INTL - Onfhand
 0.350 Australian Dollar - 74991 FBCO CFD - Onfhand
 -8,140.850 Swiss Franc - 74991 BARC INTL - Onfhand
 8,139.700 Swiss Franc - 74991 CITI INTL - Onfhand
 -474,438.120 Euro - 74991 BARC INTL - Onfhand
 0.010 Euro - 74991 CITI CFD - Onfhand
 -3,693,885.890 Euro - 74991 CITI INTL - Onfhand
 0.040 Euro - 74991 FBCO CFD - Onfhand
 701,476.310 Euro - 74991 FBCO INTL - Onfhand
 0.400 Euro - 74991 GSCO CFD - Onfhand
 15,830.570 Euro - 74991 JPHQ CFD - Onfhand
 5.470 Euro - 74991 JPHQ INTL - Onfhand
 7.290 Euro - 74991-GSCO-DOMESTIC - Onfhand
 -10,254.210 Euro - 74991-GSCO-INTL - Onfhand
 -28,747.520 Pound Sterling - 74991 BARC INTL - Onfhand
 50,264.170 Pound Sterling - 74991 CITI INTL - Onfhand
 0.070 Pound Sterling - 74991 FBCO CFD - Onfhand
 20,723.210 Pound Sterling - 74991 GSCO CFD - Onfhand
 -2,770.830 Pound Sterling - 74991 JPHQ CFD - Onfhand
 11,954.610 Pound Sterling - 74991 SOCG CFD - Onfhand
 -48.410 Pound Sterling - 74991-GSCO-DOMESTIC - Onfhand
 -9,843.850 Pound Sterling - 74991-GSCO-INTL - Onfhand
 -74,145.450 Hong Kong Dollar - 74991 BARC INTL - Onfhand
 74,144.230 Hong Kong Dollar - 74991 CITI INTL - Onfhand
 -0.680 Hong Kong Dollar - 74991 FBCO CFD - Onfhand

AUD 1.0000 854.00 656.38
 AUD 1.0000 0.35 0.27
 CHF 1.0000 -8,140.85 -9,237.32
 CHF 1.0000 8,139.70 9,236.01
 EUR 1.0000 -474,438.12 -583,464.00
 EUR 1.0000 0.01 0.01
 EUR 1.0000 -3,693,885.89 -4,542,740.87
 EUR 1.0000 0.04 0.05
 EUR 1.0000 701,476.31 862,675.57
 EUR 1.0000 0.40 0.49
 EUR 1.0000 15,830.57 19,468.43
 EUR 1.0000 5.47 6.73
 EUR 1.0000 7.29 8.97
 EUR 1.0000 -10,254.21 -12,610.63
 GBP 1.0000 -28,747.52 -39,168.50
 GBP 1.0000 50,264.17 68,484.94
 GBP 1.0000 0.07 0.10
 GBP 1.0000 20,723.21 28,235.37
 GBP 1.0000 -2,770.83 -3,775.26
 GBP 1.0000 11,954.61 16,288.16
 GBP 1.0000 -48.41 -65.96
 GBP 1.0000 -9,843.85 -13,412.25
 HKD 1.0000 -74,145.45 -9,563.95
 HKD 1.0000 74,144.23 9,563.79
 HKD 1.0000 -0.68 -0.09

株数／額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
-1,986,424.000	Japanese yen - 74991 BARC INTL - Onfhand	JPY	1.0000	-1,986,424.00	-19,250.16
-177,453.040	Japanese yen - 74991 CITI INTL - Onfhand	JPY	1.0000	-177,453.04	-1,719.68
3,730,555.610	Japanese yen - 74991 FBCO INTL - Onfhand	JPY	1.0000	3,730,555.61	36,152.30
-0.010	Japanese yen - 74991 JPHQ CFD - Onfhand	JPY	1.0000	-0.01	0.00
-15,738.000	Japanese yen - 74991-CAYM-FX - Onfhand	JPY	1.0000	-15,738.00	-152.51
-11,506.850	Japanese yen - 74991-GSCO-DOMESTIC - Onfhand	JPY	1.0000	-11,506.85	-111.51
-8,895.660	Japanese yen - 74991-GSCO-INTL - Onfhand	JPY	1.0000	-8,895.66	-86.21
12,248,953.060	Japanese yen - MUFU Cayman - Onfhand	JPY	1.0000	12,248,953.06	118,702.91
80,593.890	New Zealand Dollar - 74991 BARC INTL - Onfhand	NZD	1.0000	80,593.89	58,051.78
-80,596.000	New Zealand Dollar - 74991 CITI INTL - Onfhand	NZD	1.0000	-80,596.00	-58,053.30
-12,509.520	Polish zlot - 74991 BARC INTL - Onfhand	PLN	1.0000	-12,509.52	-3,355.11
11,632.110	Polish zlot - 74991 CITI INTL - Onfhand	PLN	1.0000	11,632.11	3,119.78
0.210	Polish zlot - 74991 FBCO CFD - Onfhand	PLN	1.0000	0.21	0.06
74,799.920	Swedish Krona - 74991 BARC INTL - Onfhand	SEK	1.0000	74,799.92	9,124.95
-80,785.530	Swedish Krona - 74991 CITI INTL - Onfhand	SEK	1.0000	-80,785.53	-9,855.14
1,215,092.840	U.S. Dollars - 74991 BARC INTL - Onfhand	USD	1.0000	1,215,092.84	1,215,092.84
158.460	U.S. Dollars - 74991 CITI CFD - Onfhand	USD	1.0000	158.46	158.46
5,341,322.080	U.S. Dollars - 74991 CITI DOMESTIC - Onfhand	USD	1.0000	5,341,322.08	5,341,322.08
6,640,427.040	U.S. Dollars - 74991 CITI INTL - Onfhand	USD	1.0000	6,640,427.04	6,640,427.04
0.000	U.S. Dollars - 74991 FBCO CFD - Onfhand	USD	1.0000	0.00	0.00
880,059.000	U.S. Dollars - 74991 FBCO COLLATERAL - Onfhand	USD	1.0000	880,059.00	880,059.00
13,360,216.450	U.S. Dollars - 74991 FBCO DOMESTIC - Onfhand	USD	1.0000	13,360,216.45	13,360,216.46
5,762,952.450	U.S. Dollars - 74991 FBCO INTL - Onfhand	USD	1.0000	5,762,952.45	5,762,952.45
0.280	U.S. Dollars - 74991 GSCO CFD - Onfhand	USD	1.0000	0.28	0.28
-33,400.480	U.S. Dollars - 74991 JPHQ CFD - Onfhand	USD	1.0000	-33,400.48	-33,400.48
474,939.910	U.S. Dollars - 74991 JPHQ OTC Collateral - Onfhand	USD	1.0000	474,939.91	474,939.91
-1,643.160	U.S. Dollars - 74991-CAYM-FX - Onfhand	USD	1.0000	-1,643.16	-1,643.16
4,648,147.950	U.S. Dollars - 74991-GSCO-DOMESTIC - Onfhand	USD	1.0000	4,648,147.95	4,648,147.95
-10,750.200	U.S. Dollars - 74991-GSCO-INTL - Onfhand	USD	1.0000	-10,750.20	-10,750.20
5,019,731.100	U.S. Dollars - 74991-MSCO-DOMESTIC - Onfhand	USD	1.0000	5,019,731.10	5,019,731.10
2,343,239.870	U.S. Dollars - MUFU Cayman - Onfhand	USD	1.0000	2,343,239.87	2,343,239.87
-90,155.210	South African rand - 74991 BARC INTL - Onfhand	ZAR	1.0000	-90,155.21	-6,171.08
125,021.400	South African rand - 74991 CITI INTL - Onfhand	ZAR	1.0000	125,021.40	8,557.66
-0.030	South African rand - 74991 JPHQ CFD - Onfhand	ZAR	1.0000	-0.03	0.00
-1,633.350	South African rand - 74991-GSCO-DOMESTIC - Onfhand	ZAR	1.0000	-1,633.35	-111.80
-33,221.810	South African rand - 74991-GSCO-INTL - Onfhand	ZAR	1.0000	-33,221.81	-2,274.02
現金および同等物小計					41,573,648.96
メディアム小計					41,573,648.96

オプション

株式オプション

6.000 SPAK US 01/21 P25.00 USD 0.2250 135.00 135.00
 14.000 SPY US 01/21 P320.00 USD 0.3350 469.00 469.00
 14.000 SPY US 01/21 P330.00 USD 0.5000 700.00 700.00
 -8.000 TIF US 01/21 C130.00 USD 1.4650 -1,172.00 -1,172.00
 株式オプション小計 132.00

株式ワラント

2,000.000 2MX ORGANIC SA-CW25 EUR 0.2780 556.00 683.77
 2,738.000 ARTIUS ACQUISITION INC -CW26 USD 2.3550 6,447.99 6,447.99
 1,162.000 ACAMAR PARTNERS ACQUISI-CW26 USD 2.6100 3,032.82 3,032.82
 1,500.000 ACE CONVERGENCE ACQU-C -CW27 USD 1.4032 2,104.80 2,104.80
 667.000 ATLAS CREST INVESTMENT -CW26 USD 1.9500 1,300.65 1,300.65
 1,600.000 ASCENDANT DIGITAL ACQU -CW25 USD 1.6900 2,704.00 2,704.00
 1,350.000 ARCLIGHT CLEAN TRANSIT -CW27 USD 2.3799 3,212.87 3,212.87
 450.000 AJAX I-CL A -CW26 USD 3.5000 1,575.00 1,575.00
 718.000 AMPLITUDE HEALTHCARE AC-CW26 USD 1.5500 1,112.90 1,112.90
 1,000.000 ONE -CLASS A -CW25 USD 2.0600 2,060.00 2,060.00
 1,000.000 APOLLO STRATEGIC GROWTH -CW27 USD 1.9900 1,990.00 1,990.00
 5,136.000 APEX TECHNOLOGY ACQUI-C-CW24 USD 4.4000 22,598.40 22,598.40
 2,200.000 ATLANTIC AVENUE ACQUIS -CW25 USD 1.1500 2,530.00 2,530.00
 1,192.000 ASPIRATIONAL CONSUMER -CW25 USD 1.3000 1,549.60 1,549.60
 867.000 ALTIMAR ACQUISITION -CW USD 3.0200 2,618.34 2,618.34
 1,500.000 AVANTI ACQUISITION A -CW25 USD 1.6200 2,430.00 2,430.00
 7,118.000 BESPOKE CAPITAL ACQUI -CW24 USD 1.1700 8,328.06 8,328.06
 2,667.000 FOLEY TRASIMENE ACQU -CW25 USD 4.6800 12,481.56 12,481.56

1,000.000	BLUESCAPE OPPORTUNIT A -CW26	USD	2.1400	2,140.00	2,140.00
1,000.000	BROADSTONE ACQUISITION -CW28	USD	1.1898	1,189.80	1,189.80
1,500.000	BURGUNDY TECHNOLOGY ACQ-CW25	USD	1.9900	2,985.00	2,985.00

株数／額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
400.000	BRIDGETOWN HOLDINGS -CW27	USD	4.7300	1,892.00	1,892.00
2,410.000	CITIC CAPITAL ACQUISIT -CW27	USD	1.7700	4,265.70	4,265.70
4,000.000	CHURCHILL CAPITAL CORP -CW25	USD	1.6050	6,420.00	6,420.00
1,028.000	CHURCHILL CAPITAL CORP-CW24	USD	2.0000	2,056.00	2,056.00
616.000	CERES ACQUISITION CORP -CW25	USD	0.7500	462.00	462.00
666.000	CF FINANCE ACQUISITION -CW27	USD	2.4800	1,651.68	1,651.68
1,540.000	COLLECTIVE GROWTH COR -CW	USD	3.8000	5,852.00	5,852.00
5,032.000	CHP MERGER CORP -CW24	USD	1.2202	6,140.05	6,140.05
900.000	CIIG MERGER CORP -CW26	USD	8.2700	7,443.00	7,443.00
1,000.000	COLONNADE ACQUISITION -CW25	USD	3.5600	3,560.00	3,560.00
1,500.000	CLIMATE CHANGE CRISIS -CW25	USD	1.8000	2,700.00	2,700.00
333.000	CM LIFE SCIENCES INC-A -CW27	USD	2.9300	975.69	975.69
2,000.000	CONX CORP-CLASS A -CW27	USD	1.6000	3,200.00	3,200.00
2,138.000	CAPSTAR SPECIAL PURPOSE-CW27	USD	1.4600	3,121.48	3,121.48
284.000	CALIFORNIA RESOURCES -CW27	USD	3.8000	1,079.20	1,079.20
5,333.000	COHN ROBBINS HOLDINGS -CW25	USD	1.9500	10,399.35	10,399.35
420.000	CRESCENT ACQUISITION CO-CW24	USD	1.4600	613.20	613.20
867.000	CERBERUS TELECOM ACQUI -CW25	USD	1.3999	1,213.71	1,213.71
1,000.000	DECARBONIZATION PLUS -CW25	USD	1.8000	1,800.00	1,800.00
2,454.000	D8 HOLDINGS CORP-A -CW27	USD	1.0600	2,601.24	2,601.24
3,000.000	LGL SYSTEMS ACQUISITI -CW26	USD	1.6499	4,949.70	4,949.70
1,490.000	DFP HEALTHCARE ACQUISIT-CW22	USD	1.9600	2,920.40	2,920.40
240.000	DRAGONEER GROWTH OPPORTUNIUS	USD	4.5461	1,091.06	1,091.06
157.000	DESKTOP METAL INC-CW24	USD	4.8000	753.60	753.60
1,166.000	DMY TECHNOLOGY GROUP -CW27	USD	4.2000	4,897.20	4,897.20
900.000	DMY TECHNOLOGY GROUP -CW27	USD	7.4600	6,714.00	6,714.00
500.000	DUDELL STREET ACQUIS -CW25	USD	1.5500	775.00	775.00
1,000.000	EMPOWER LTD-CLASS A -CW27	USD	1.1300	1,130.00	1,130.00
700.000	EXECUTIVE NETWORK PART -CW28	USD	3.0802	2,156.14	2,156.14
1,600.000	EQUITY DISTRIBUTION A -CW25	USD	1.8300	2,928.00	2,928.00
1,400.000	EAST RESOURCES ACQUIS -CW27	USD	1.2500	1,750.00	1,750.00
1,000.000	E.MERGE TECHNOLOGY ACQ -CW25	USD	1.6700	1,670.00	1,670.00
3,664.000	EXPERIENCE INVESTMENT -CW26	USD	2.3500	8,610.40	8,610.40
1,199.000	FORTRESS VALUE ACQUISI -CW27	USD	2.4550	2,943.55	2,943.55
3,960.000	FALCON CAPITAL ACQUIS -CW27	USD	2.1500	8,514.00	8,514.00
1,100.000	FG NEW AMERICA ACQUISI -CW27	USD	1.3800	1,518.00	1,518.00
1,334.000	FORUM MERGER III CORP -CW27	USD	3.4000	4,535.60	4,535.60
1,200.000	FIRSTMARK HORIZON ACQU -CW25	USD	2.8400	3,408.00	3,408.00
3,698.000	FINSERV ACQUISITION -CW26	USD	3.5000	12,943.00	12,943.00
1,000.000	FAST ACQUISITION CORP -CW27	USD	1.7850	1,785.00	1,785.00
581.000	FINTech ACQUIS CORP -CW25	USD	2.3500	1,365.35	1,365.35
800.000	FTAC OLYMPUS ACQ CORP -CW25	USD	2.0000	1,600.00	1,600.00
2,054.000	FUSION ACQUISITION -CW27	USD	2.6200	5,381.48	5,381.48
2,630.000	GORES HOLDINGS IV INC -CW25	USD	4.3200	11,361.60	11,361.60
1,832.000	GIGCAPITAL3 INC-CW25	USD	3.5902	6,577.25	6,577.25
1,666.000	GO ACQUISITION CORP -CW27GO	USD	1.4400	2,399.04	2,399.04
1,800.000	GORES HOLDINGS V INC -CW27	USD	2.0200	3,636.00	3,636.00
3,082.000	GS ACQUISITION HOLDINGS-CW25	USD	2.4950	7,689.59	7,689.59
1,028.000	GX ACQUISITION CORP -CW26	USD	2.6200	2,693.36	2,693.36
3,082.000	HUDSON EXECUTIVE INV -CW25	USD	1.5000	4,623.00	4,623.00
1,333.000	HIG ACQUISITION CORP A -CW25	USD	1.4400	1,919.52	1,919.52
1,333.000	HOLICITY INC-CLASS A -CW27	USD	1.3000	1,732.90	1,732.90
1,000.000	HPX CORP-A -CW25	USD	1.1700	1,170.00	1,170.00
1,333.000	HORIZON ACQUISITION -CW25	USD	1.6450	2,192.79	2,192.79
1,233.000	HORIZON ACQUIS CORP II -CW27	USD	1.9500	2,404.35	2,404.35
800.000	ION ACQUISITION CORP I -CW27	USD	4.3300	3,464.00	3,464.00
1,000.000	IG ACQUISITION CORP A -CW27	USD	1.7000	1,700.00	1,700.00
2,000.000	AEA-BRIDGES IMPACT COR -CW25	USD	1.5991	3,198.20	3,198.20
1,333.000	INSU ACQUISITION CORP -CW25	USD	3.4500	4,598.85	4,598.85
4,108.000	SOCIAL CAPITAL HEDOSOP -CW25	USD	3.9500	16,226.60	16,226.60
800.000	SOCIAL CAPITAL HEDOSOP -CW25	USD	3.7000	2,960.00	2,960.00
1,000.000	SOCIAL CAPITAL HED V CW25	USD	3.6900	3,690.00	3,690.00
750.000	SOCIAL CAPITAL HED VI - CW25	USD	3.3600	2,520.00	2,520.00
2,054.000	INTERPRIVATE ACQUISITI -CW24	USD	4.4100	9,058.14	9,058.14
5,392.000	JUNIPER INDUSTRIAL HLDG-CW26	USD	1.8000	9,705.60	9,705.60
2,738.000	JAWS ACQUISITION-CW25	USD	2.7700	7,584.26	7,584.26
864.000	LEISURE ACQUISITION COR-CW22	USD	0.7800	673.92	673.92
1,454.000	UNION ACQUISITION COR -CW25	USD	0.8500	1,235.90	1,235.90
1,000.000	LIONHEART ACQUISITION -CW26	USD	1.1500	1,150.00	1,150.00

株数／額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
733.000	LANDCADIA HOLDINGS III -CW27	USD	2.4781	1,816.45	1,816.45
160.000	RIBBIT LEAP LTD - CLASS A	USD	4.2100	673.60	673.60
3,248.000	LONGVIEW ACQUISITION CO-CW25	USD	6.9900	22,703.52	22,703.52
2,054.000	LIVE OAK ACQUISITION CO-CW27	USD	11.9000	24,442.60	24,442.60
1,300.000	MONTES ARCHIMEDES ACQ -CW25	USD	1.4900	1,937.00	1,937.00
1,438.000	MALACCA STRAITS ACQUI -CW27	USD	1.0800	1,553.04	1,553.04
2,094.000	NEXTPPOINT ACQUISITION-CW25	USD	0.5500	1,151.70	1,151.70
630.000	NEW BEGINNINGS ACQUIS -CW26	USD	1.1400	718.20	718.20
1,500.000	NORTHERN GENESIS ACQ -CW27	USD	5.3800	8,070.00	8,070.00
1,600.000	NEXTGEN ACQUISITION -CW25	USD	1.4600	2,336.00	2,336.00
3,000.000	NEWHOLD INVESTMENT A -CW25	USD	1.3700	4,110.00	4,110.00
1,000.000	NORTH MOUNTAIN MERGER -CW25	USD	1.4200	1,420.00	1,420.00
1,000.000	NOVUS CAPITAL CORP -CW27	USD	4.5500	4,550.00	4,550.00
1,994.000	NAVSIIGHT HOLDINGS INC - A	USD	1.3598	2,711.44	2,711.44
1,500.000	OAKTREE ACQ CORP II A -CW27	USD	2.0492	3,073.80	3,073.80
500.000	OTR ACQUISITION -CL A -CW25	USD	1.1000	550.00	550.00
1,600.000	PACE/WS US	USD	2.2500	3,600.00	3,600.00
2,396.000	CC NEUBERGER PRINCIPAL -CW25	USD	2.2700	5,438.92	5,438.92
1,000.000	PERIDOT ACQUISITION -CW27	USD	1.7000	1,700.00	1,700.00
1,067.000	PRIME IMPACT ACQU I -CW30	USD	1.3698	1,461.58	1,461.58
1,000.000	PMV CONSUMER ACQUISIT -CW27	USD	1.1100	1,110.00	1,110.00
1,600.000	PROPTECH ACQUISITION A -CW25	USD	2.9800	4,768.00	4,768.00
2,250.000	CC NEUBERGER PRINCIPAL -CW25	USD	1.8800	4,230.00	4,230.00
4,794.000	PROPERTY SOLUTIONS ACQ -CW27	USD	1.0500	5,033.70	5,033.70
334.000	PERSHING SQUARE TONTINE -WS	USD	9.3300	3,116.22	3,116.22

有価証券報告書（内国投資信託受益証券）

	833.000	QELL ACQUISITION CORP -CW25	USD	3.3000	2,748.90	2,748.90
	1,200.000	REDBALL ACQUISITION -CW22	USD	2.4000	2,880.00	2,880.00
	1,000.000	RECHARGE ACQUISITION -CW27	USD	1.6500	1,650.00	1,650.00
	1,750.000	REINVENT TECHNOLOGY A -CW25	USD	3.2000	5,600.00	5,600.00
	1,000.000	SOFTWARE ACQUISITION -CW27	USD	1.2500	1,250.00	1,250.00
	1,000.000	SANDBRIDGE ACQUISITION -CW27	USD	1.2669	1,266.90	1,266.90
	410.000	SC HEALTH CORP-CW24	USD	1.3000	533.00	533.00
	2,464.000	CVX CORP - CLASS A -CW25	USD	1.7000	4,188.80	4,188.80
	1,500.000	SPORTS ENTERTAINMENT -CW25	USD	1.4000	2,100.00	2,100.00
	3,594.000	OSPREY TECHNOLOGY ACQ -CW24	USD	1.5300	5,498.82	5,498.82
	1,050.000	SEAPORT GLOBAL ACQ A -CW25	USD	0.9900	1,039.50	1,039.50
	1,200.000	SOUTH MOUNTAIN MERGER -CW24	USD	4.4400	5,328.00	5,328.00
	800.000	TORTOISE ACQUISITION A -CW27	USD	3.0600	2,448.00	2,448.00
	3,698.000	SUSTAINABLE OPPORTUNIT -CW251	USD	2.2500	8,320.50	8,320.50
	1,550.000	SILVER SPIKE ACQUISITI -CW24	USD	3.2900	5,099.50	5,099.50
	1,000.000	STAR PEAK ENERGY TRAN -CW25	USD	5.9000	5,900.00	5,900.00
	1,133.000	ACON S2 ACQUISITION -CW27	USD	1.6500	1,869.45	1,869.45
	267.000	STARBOARD VALUE ACQUIS -CW27	USD	1.9600	523.32	523.32
	1,000.000	TEKKORP DIGITAL ACQUI -CW27	USD	1.8000	1,800.00	1,800.00
	102.000	THUNDER BRIDGE ACQUISI -CW26	USD	3.8598	393.70	393.70
	2,000.000	HEALTHCARE MERGER CORP-CW26	USD	1.2500	2,500.00	2,500.00
	1,000.000	SPARTACUS ACQUISITION -CW27	USD	1.0300	1,030.00	1,030.00
	1,200.000	TPG PACE BENEFICIAL A -CW27	USD	7.9650	9,558.00	9,558.00
	1,918.000	TREBIA ACQUISITION -CW	USD	2.2000	4,219.60	4,219.60
	1,333.000	TWC TECH HOLDINGS II -CW27	USD	1.7700	2,359.41	2,359.41
	1,000.000	TAILWIND ACQUISITION -CW27	USD	1.5000	1,500.00	1,500.00
	1,067.000	VECTOR ACQUISITION A -CW27	USD	1.4500	1,547.15	1,547.15
	1,333.000	VG ACQUISITION CORP-A -CW25	USD	2.5977	3,462.73	3,462.73
	2,000.000	VISTAS MEDIA ACQUISIT -CW26	USD	0.8000	1,600.00	1,600.00
	1,900.000	VESPER HEALTHCARE ACQ -CW27	USD	2.7000	5,130.00	5,130.00
	1,600.000	VY GLOBAL GROWTH-CL A -CW30	USD	1.8800	3,008.00	3,008.00
	3,804.000	Foley Trasimene Acqui -CW25	USD	2.5600	9,738.24	9,738.24
	1,333.000	YUCAIPA ACQUISITION A -CW25	USD	1.4500	1,932.85	1,932.85
	500.000	YELLOWSTONE ACQUISIT A -CW25	USD	1.2000	600.00	600.00
		株式ワラント小計				573,926.35
新株予約権	31,990.000	BRISTOL-MYERS SQUIBB-CVR	USD	1.2100	38,707.90	38,707.90
		新株予約権小計				38,707.90
		オプション小計				612,766.25

株数／額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
スワップ取引 株式スワップ					
-32,235.000	ESW_AON PLC	USD	206.7100	128,031.78	128,031.78
6,813.000	ESW_BIOTEST AG	EUR	28.1000	2,725.20	3,351.45
36,281.000	ESW_BANKIA SA	EUR	1.4540	-2,963.41	-3,644.41
-24,831.000	ESW_CAIXABANK SA	EUR	2.1330	3,251.80	3,999.06
38,742.000	ESW_COCA-COLA AMATIL LTD	AUD	12.9500	7,122.59	5,474.40
0.000	ESW_EQUITRANS MIDSTREAM CORP	USD	7.7800	1,140.86	1,140.86
291,958.000	ESW_G4S PLC	GBP	2.5400	-12.74	-17.36
-10,959.000	ESW_GRIFOLS SA	USD	29.5275	0.85	-1,288.46
15,447.000	ESW_GRIFOLS SA	USD	18.5000	2,934.93	2,934.93
7,259.000	ESW_KAZ MINERALS PLC	GBP	6.5160	-290.36	-395.61
5,530.000	ESW_PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	EUR	56.4000	-7,189.00	-8,841.04
-39,154.000	ESW_ROYAL DUTCH SHELL PLC	GBP	13.1740	4,463.55	6,081.59
39,154.000	ESW_ROYAL DUTCH SHELL PLC	GBP	12.7220	-3,288.93	-4,481.16
94,347.000	ESW_RSA INSURANCE GROUP PLC	GBP	6.7780	1,779.31	2,424.28
-11,052.000	ESW_RYANAIR HOLDINGS PLC	USD	20.6237	486.43	486.43
22,666.000	ESW_SUEZ	EUR	16.4450	12,239.64	15,052.31
-1,355.000	ESW_SPDR S&P 500 ETF TRUST	USD	371.9900	-8,089.35	-8,089.35
38.000	ESW_TC PIPELINES LP	USD	28.6500	-103.74	-103.74
-23.000	ESW_TC ENERGY CORP	USD	40.1800	99.59	99.59
-106,742.000	ESW_PEUGEOT SA	EUR	22.4200	-143,307.00	-176,238.95
6,689.000	ESW_UNIPER SE	EUR	28.2400	-2,274.26	-2,796.88
-2,158.000	ESW_VOLKSWAGEN AG	EUR	152.4200	-1,122.16	-1,380.03
29,836.000	ESW_WILLIS TOWERS WATSON PLC	USD	206.1400	-236,876.09	-236,876.09
92,931.000	ESW_WILLIAM HILL PLC	GBP	2.6930	278.54	379.51
52.000	ESW_XPO LOGISTICS EUROPE SADIR	EUR	282.0000	0.00	0.00
	株式スワップ小計				-274,696.89
	スワップ取引小計				-274,696.89
	合計				70,398,697.52

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年 9月30日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	166,300,548円
II 負債総額	2,309,057円
III 純資産総額（I－II）	163,991,491円
IV 発行済口数	161,032,512口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0184円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2021年9月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

（2）委託会社等の機構

① 経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

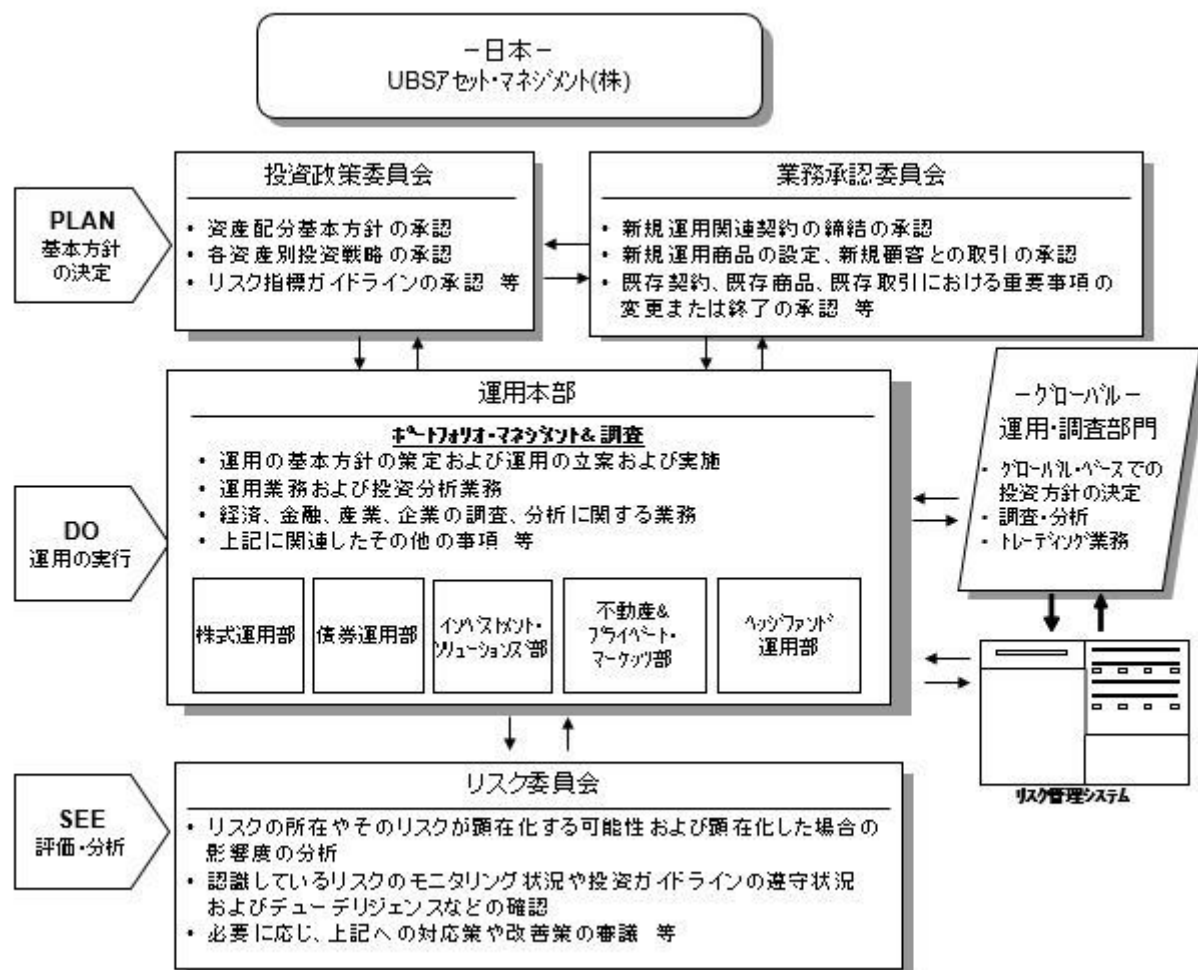
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構



※2021年9月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2021年9月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	39	85,957
追加型株式投資信託	84	679,074
合計	123	765,031

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融

商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2019年12月31日)		当事業年度 (2020年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	*1		4,001,040		5,013,218
未収入金	*1		58,843		68,692
未収委託者報酬			947,872		877,681
未収運用受託報酬	*1		2,088,489		849,138
その他未収収益	*1		386,023		411,506
前払費用			13,878		11,222
その他			78		3,540
流動資産計			7,496,227		7,235,000
固定資産					
投資その他の資産			396,109		422,468
前払年金費用		21,809		8,568	
繰延税金資産		354,300		393,900	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			396,109		422,468
資産合計			7,892,336		7,657,468

期別		前事業年度 (2019年12月31日)		当事業年度 (2020年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			55,862		63,015
未払費用	*1		1,643,137		1,057,992
未払消費税			161,344		338,010
未払法人税等			566,957		655,874
賞与引当金			574,455		670,554
その他			6,728		12,818
流動負債計			3,008,486		2,798,264
固定負債					
退職給付引当金			-		1,153
固定負債計			-		1,153

負債合計			3,008,486		2,799,418
(純資産の部)					
株主資本			4,883,850		4,858,050
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,683,850		2,658,050
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		2,133,850		2,108,050	
繰越利益剰余金		2,133,850		2,108,050	
純資産合計			4,883,850		4,858,050
負債・純資産合計			7,892,336		7,657,468

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			6,950,925		5,793,207
運用受託報酬	*1*2		4,401,672		5,959,214
その他営業収益	*1*3		1,538,358		1,283,202
営業収益計			12,890,956		13,035,624
営業費用					
支払手数料			3,353,869		2,730,772
広告宣伝費			73,360		72,804
調査費			2,440,978		3,095,710
調査費		127,451		99,317	
委託調査費	*1	2,313,527		2,996,392	
委託計算費			253,487		246,986
営業雑経費			86,118		87,767
通信費		3,358		2,139	
印刷費		52,134		42,399	
協会費		18,460		17,494	
その他	*1	12,165		25,734	
営業費用計			6,207,815		6,234,041
一般管理費					
給料			2,256,160		2,407,963
役員報酬		213,584		247,753	
給料・手当	*1	1,576,177		1,592,585	
賞与		466,397		567,624	
交際費			23,495		8,184
旅費交通費			73,238		14,240
租税公課			78,730		84,915
不動産賃借料			227,290		268,420
退職給付費用			92,509		172,633
事務委託費	*1		755,298		696,759
諸経費			77,367		62,523
一般管理費計			3,584,090		3,715,641
営業利益			3,099,050		3,085,941
営業外収益					
受取利息		10		7	

為替差益		14,805		3,796	
雑収入		55		1,349	
営業外収益計			14,870		5,153
営業外費用					
支払利息	*1	-		134	
雑損失		761		2,173	
営業外費用計			761		2,308
経常利益			3,113,159		3,088,786
税引前当期純利益			3,113,159		3,088,786
法人税、住民税及び事業税			927,009		1,022,267
法人税等調整額			54,500		△ 39,600
当期純利益			2,131,650		2,106,119

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
		利益 準備金	その他 利益剰余金					利益剰余金 合計
			繰越 利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	1,779,200	2,329,200	4,529,200	0	0	4,529,200
当期中の変動額								
剰余金の配当			△1,777,000	△1,777,000	△1,777,000			△1,777,000
当期純利益			2,131,650	2,131,650	2,131,650			2,131,650
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						△0	△0	△0
当期中の変動額合計			354,650	354,650	354,650	△0	△0	354,650
当期末残高	2,200,000	550,000	2,133,850	2,683,850	4,883,850	-	-	4,883,850

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越 利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	2,133,850	2,683,850	4,883,850	-	-	4,883,850
当期中の変動額								
剰余金の配当			△2,131,920	△2,131,920	△2,131,920			△2,131,920
当期純利益			2,106,119	2,106,119	2,106,119			2,106,119
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						-	-	-
当期中の変動額合計			△25,800	△25,800	△25,800			△25,800
当期末残高	2,200,000	550,000	2,108,050	2,658,050	4,858,050	-	-	4,858,050

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
△584千円	△150千円

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

2. 見積

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

（表示方法の変更）

前事業年度まで一般管理費の「事務委託費」に区分していましたが「委託費用」及び「システム使用料」は、明瞭性を高める観点から、当事業年度より営業費用の「委託調査費」及び「委託計算費」に区分を組替表示しております。この結果、前事業年度の損益計算書において、「事務委託費」に区分していましたが「委託費用」及び「システム使用料」2,567,015千円は、「委託調査費」2,313,527千円、「委託計算費」253,487千円として組み替えております。

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
現金・預金	2,726,019	4,271,387
未収入金	7,278	7,034
未収運用受託報酬	8	7
その他未収収益	-	-
未払費用	44,476	41,133

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	当事業年度 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
運用受託報酬	50	46
その他営業収益	55,224	-
支払利息	-	134
委託調査費	16,686	-
営業雑経費その他	△1,300	△81
人件費	2,798	293
事務委託費	338,654	467,508

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	当事業年度 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
投資助言報酬	56,552	40,895

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月11日 臨時株主総会	普通株式	1,777,000	82,268	2019年3月31日	2019年6月12日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第25期定時 株主総会	普通株式	利益 剰余金	2,131,920	98,700	2019年12月31日	第25期定時 株主総会の翌日

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月11日 臨時株主総会	普通株式	2,131,920	98,700	2020年3月31日	2020年6月12日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当ありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

現金・預金	4,001,040	4,001,040	-
未収入金	58,843	58,843	-
未収委託者報酬	947,872	947,872	-
未収運用受託報酬	2,088,489	2,088,489	-
その他未収収益	386,023	386,023	-
資産計	7,482,270	7,482,270	-
未払費用	1,643,137	1,643,137	-
未払法人税等	566,957	566,957	-
負債計	2,210,095	2,210,095	-

当事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,013,218	5,013,218	-
未収入金	68,692	68,692	-
未収委託者報酬	877,681	877,681	-
未収運用受託報酬	849,138	849,138	-
その他未収収益	411,506	411,506	-
資産計	7,220,237	7,220,237	-
未払費用	1,057,992	1,057,992	-
未払法人税等	655,874	655,874	-
負債計	1,713,866	1,713,866	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（注）2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	4,001,040	-
未収入金	58,843	-
未収委託者報酬	947,872	-
未収運用受託報酬	2,088,489	-
その他未収収益	386,023	-
合計	7,482,270	-

当事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	5,013,218	-
未収入金	68,692	-
未収委託者報酬	877,681	-
未収運用受託報酬	849,138	-
その他未収収益	411,506	-
合計	7,220,237	-

（退職給付関係）

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,085,756
勤務費用	118,681
利息費用	4,185
数理計算上の差異の当期発生額	△180,891
退職給付の支払額	△61,745
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	965,986

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,040,003
期待運用収益	5,143
数理計算上の差異の当期発生額	△122,932
事業主からの拠出額	127,327
退職給付の支払額	△61,745
年金資産の期末残高	987,795

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	965,986
年金資産	△987,795
小計	△21,809
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△21,809
退職給付引当金	-
前払年金費用	△21,809
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△21,809

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	118,681
利息費用	4,185
期待運用収益	△5,143
数理計算上の差異の費用処理額	△51,788
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	65,934

(注)上記の他、特別退職金5,000千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	20%
その他	39%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.258%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,944千円でありました。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	965,986
勤務費用	108,238
利息費用	2,316
数理計算上の差異の当期発生額	△31,316
退職給付の支払額	△30,530
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,014,693

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	987,795
期待運用収益	5,333
数理計算上の差異の当期発生額	△73,178
事業主からの拠出額	132,688
退職給付の支払額	△30,530
年金資産の期末残高	1,022,108

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,014,693
年金資産	△1,022,108
小計	△7,414
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△7,414
退職給付引当金	1,153
前払年金費用	△8,568
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△7,414

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	108,238
利息費用	2,316
期待運用収益	△5,333
数理計算上の差異の費用処理額	41,861
過去勤務費用の費用処理額	-

確定給付制度に係る退職給付費用	147,082
-----------------	---------

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.258%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,551千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	2,800	9,000
減価償却超過額	38,400	50,200
未払事業税	31,000	39,200
株式報酬費用	60,900	42,400
退職給付引当金	14,200	10,500
賞与引当金	175,900	204,800
その他	31,100	37,800
繰延税金資産小計	354,300	393,900
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	354,300	393,900

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.00%	0.80%
過年度法人税等	0.03%	0.07%
その他	△0.15%	△0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.50%	31.46%

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

日本	米国	その他	合計
4,323,477千円	843,709千円	772,844千円	5,940,031千円

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

日本	米国	その他	合計
5,898,961千円	794,957千円	548,497千円	7,242,417千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	1,538,408千円	投資運用

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	1,283,248千円	投資運用

(注) 運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親	UBS AG (最終親会社である UBS Group AGはNYSE及	スイス・	3.8億			金銭の預入れ、資産運用業	金銭の預入れ		現金・預金	2,726,019
							増加	9,130,575		
							減少	7,843,696		
							運用受託報酬	50	未収入金	7,278

会社	びSIXに上場、UBS Asset Management AGは非上場)	チューリッヒ	スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有) 間接100%	務及びそれに関する事務委託等、人件費	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 不動産関係費(受取) 人件費	55,224 16,686 338,654 1,300 2,798	未収運用受託報酬 未払費用	8 44,476
----	--------------------------------------	--------	--------	---------	--------------	--------------------	--	---	------------------	-------------

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万 スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	147,870 54,434 28,172	その他未収収益 未収入金 未払費用	67,582 2,959 18,384
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料 などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取） 人件費	344,923 227,492 82,919 473	未収入金 未払費用	25,907 214,714
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万 オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費	115,939 130,323	その他未収収益 未払費用	17,258 32,381
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	176,278 71,117 9,508	その他未収収益 未収入金 未払費用	51,885 1,685 11,636
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	174,404 1,778,702 28,208	その他未収収益 未収入金 未払費用	42,368 2,311 750,133
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	96,267 224,239 41,075	その他未収収益 未収入金 未払費用	15,991 3,362 51,795
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万 米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	681,049	その他未収収益	154,055

UBS Japan Advisors Inc.	東京都 千代田区大 手町	2億5 百万円	投資 助言葉	なし	人件費の立替 役員の兼任	人件費（受取）	132,078	-	-
-------------------------------	--------------------	------------	-----------	----	-----------------	---------	---------	---	---

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	UBS AG (最終親会 社である UBS Group AGはNYSE及 びSIXに上 場、UBS Asset Management AGは 非上場)	スイス・ チューリッ ヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預 入れ、資 金調達、 資産運用 業務及び それに関 する事務 委託等、 人件費	金銭の預入れ		現金・預金	4,271,387
							増加	14,551,740		
							減少	13,006,486		
							資金の借入	1,000,000		
							資金の返済	1,000,000		
							支払利息	134	未収入金	7,034
							運用受託報酬	46	未収運用受託報酬	7
							事務委託費	467,508	未払費用	41,133
							不動産関係費(受取)	81		
							人件費	293		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所 有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・ チューリッ ヒ	50万 スイス フラン	資産運 用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	104,027 70,738 42,083	その他未収収益 未収入金 未払費用	61,748 4,039 28,610

親会社の子会社等	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取）	303,301 265,990 100,772	未収入金 未払費用	30,098 263,404
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費	101,410 110,299	その他未収収益 未払費用	57,409 23,507
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	176,551 78,411 3,792	その他未収収益 未収入金 未払費用	62,691 1,764 16,119
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費（受取）	80,544 2,481,175 32,887	その他未収収益 未収入金 未払費用	14,518 3,155 158,197
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費（受取）	70,137 200,658 47,835	その他未収収益 未収入金 未払費用	23,469 4,590 51,150
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	500,251	その他未収収益	118,917
	UBS Japan Advisors Inc.	東京都千代田区大手町	3億55百万円	投資助言業	なし	人件費の立替 役員の兼任	人件費（受取） 不動産関係費（受取）	169,696 27	未収入金	725
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	218,534	その他未収収益	64,762

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	226,104円21銭	224,909円72銭
1株当たり当期純利益金額	98,687円51銭	97,505円51銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)
当期純利益（千円）	2,131,650	2,106,119
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,131,650	2,106,119
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中 間 財 務 諸 表

（１）中 間 貸 借 対 照 表

期別		当中間会計期間末 (2021年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
（資産の部）			
流動資産			
現金・預金			2,905,062
未収入金			65,456
未収委託者報酬			1,084,180
未収運用受託報酬			559,196
未収収益			139,721
その他未収収益			382,619
前払費用			1,583
その他			38,676
流動資産計			5,176,495
固定資産			
投資その他の資産			331,246
前払年金費用		21,246	
繰延税金資産		290,000	
ゴルフ会員権		20,000	
固定資産計			331,246
資産合計			5,507,742

期別		当中間会計期間末 (2021年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
（負債の部）			
流動負債			
預り金			43,949
未払費用			2,201,078
未払法人税等			21,115
賞与引当金			418,740
その他			3,575
流動負債計			2,688,459

固定負債			
退職給付引当金			2,312
固定負債計			2,312
負債合計			2,690,772
(純資産の部)			
株主資本			2,816,969
資本金			2,200,000
利益剰余金			616,969
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		66,969	
繰越利益剰余金		66,969	
純資産合計			2,816,969
負債・純資産合計			5,507,742

(2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 自 2021年1月 1日 至 2021年6月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬			3,235,846
運用受託報酬			1,341,547
その他営業収益			1,196,917
営業収益計			5,774,312
営業費用			
支払手数料			1,513,320
広告宣伝費			17,455
調査費			1,914,261
調査費		53,961	
委託調査費		1,860,299	
委託計算費			121,193
営業雑経費			40,245
通信費		1,644	
印刷費		26,337	
協会費		5,814	
その他		6,448	
営業費用計			3,606,476
一般管理費			
給料			1,319,187
役員報酬		102,355	
給料・手当		825,901	
賞与		390,930	
交際費			1,447
旅費交通費			707
租税公課			21,935
不動産賃借料			175,873
退職給付費用			121,456
事務委託費			324,444
諸経費			19,671
一般管理費計			1,984,724

営業利益			183,110
営業外収益			
受取利息		3	
雑収入		72	
営業外収益計			75
営業外費用			
為替差損		17,947	
雑損失		1,034	
営業外費用計			18,982
経常利益			164,204
税引前中間純利益			164,204
法人税、住民税及び事業税			△ 2,455
法人税等調整額			103,900
中間純利益			62,759

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越 利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	2,108,050	2,658,050	4,858,050	4,858,050
当中間期変動額						
剰余金の配当			△ 2,103,840	△ 2,103,840	△ 2,103,840	△ 2,103,840
中間純利益			62,759	62,759	62,759	62,759
当中間期変動額合計			△ 2,041,080	△ 2,041,080	△ 2,041,080	△ 2,041,080
当中間期末残高	2,200,000	550,000	66,969	616,969	2,816,969	2,816,969

〔注 記 事 項〕

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

（表示方法の変更）

前事業年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税」は、借方残高となり重要性が

乏しくなったため「未収消費税」を「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第27期 中間会計期間 自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日						
1. 発行済株式に関する事項						
株式の種類	当会計期間期首	増加	減少	当中間会計期間末		
普通株式（株）	21,600	－	－	21,600		
2. 配当に関する事項 配当金支払額						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第27期臨時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,103,840	97,400	2021年 3月31日	第27期臨時 株主総会の翌日

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	2,905,062	2,905,062	-
未収入金	65,456	65,456	-
未収委託者報酬	1,084,180	1,084,180	-
未収運用受託報酬	559,196	559,196	-
未収収益	139,721	139,721	-
その他未収収益	382,619	382,619	-
資産計	5,136,235	5,136,235	-
預り金	43,949	43,949	-
未払費用	2,201,078	2,201,078	-
未払法人税等	21,115	21,115	-
負債計	2,266,143	2,266,143	-

（注）金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（セグメント情報）

第27期 中間会計期間 自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日	
---	--

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

日本	米国	その他	合計
1,310,015千円	702,366千円	526,084千円	2,538,465千円

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬3,235,846千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	営業収益	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	1,196,941千円	投資運用

(注) 委託者報酬3,235,846千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(1株当たり情報)

第27期 中間会計期間

自 2021年 1月 1日

至 2021年 6月30日

1株当たり純資産額 130,415円25銭

1株当たり中間純利益金額 2,905円52銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。

1株当たり中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益 62,759千円

普通株式に係る中間純利益 62,759千円

普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません

普通株式の期中平均株式数 21,600株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2021年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社 ※	5,165百万円 (2021年8月10日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※ 運用に必要な最低限の資金のために、委託会社およびその関係会社がファンドの買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年12月25日	有価証券届出書
2020年12月25日	有価証券報告書
2021年 6月25日	有価証券届出書
2021年 6月25日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2021年3月12日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦昇	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川井恵一郎	印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月4日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS合併裁定戦略ファンド（SMA専用）の2020年9月26日から2021年9月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS合併裁定戦略ファンド（SMA専用）の2021年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を

適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月10日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三 浦 昇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 井 恵一郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。